

# 環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

ベトナム国

「オンコンバントサイク発電所建設事業」

スコーピング案

日時 平成24年1月23日（月）14：02～16：53

場所 JICA本部 112会議室

（独）国際協力機構

## **助言委員**（敬称省略）

幸丸 政明 学校法人東京環境工科学園 東京環境工科専門学校 校長  
田中 充 法政大学社会学部及び政策科学研究科 教授  
谷本 寿男 恵泉女学園大学 人間社会学部国際社会学科 教授  
原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

## **JICA**

### < 事業主管部 >

立松 信吾 東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課 課長  
坂井 完 東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課  
菅沼 愛 東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課

### < 事務局 >

河野 高明 審査部 環境社会配慮審査課 課長  
毛利 剛士 審査部 環境社会配慮審査課

## **オブザーバー**

松田 康治 株式会社ニュージェック 国際事業本部  
中村 匡 日本エヌ・ユー・エス株式会社 HSEユニット  
深澤 典彦 日本エヌ・ユー・エス株式会社 HSEユニット

午後2時02分 開会

河野 それでは、ただいまからベトナムのオモン3コンバインドサイクル発電所のスコーピング案のワーキンググループを始めたいと思います。

過去の主査の回数ですけれども、田中先生、谷本先生、原嶋先生、同じ4回ということですので、今日は原嶋先生にお願いしたいと思います。

それでは、原嶋先生、議事をお願いいたします。

原嶋主査 よろしく申し上げます。それでは、従来どおりでよろしいですか。

河野 はい。

原嶋主査 では、お手元のコメントと回答に従って進めさせていただきます。ちょっと地図か何か全体像がわかるような、サイトの状況がわかるような、それでいいです。

それでは、ベトナム国のオモン3コンバインドサイクル発電所建設事業準備調査のスコーピング案についてのワーキンググループを開催させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、従来どおりですけれども、ちょうどしている回答表に従って進めさせていただきますかと思っております。

まず最初のくくりが、全体事項として、1、2、3、4とございますけれども、この4つの質問ないしコメントにつきまして、補足のご意見などがございましたらちょうどできますでしょうか、主には谷本先生が多くございます。

谷本委員 修正じゃないですかという指摘です。1、2、3、これはもうこれで了解です。

原嶋主査 あと、4番目に関連してですけれども、特に正確に記憶をもう一度確認しますけど、このサイトには現状幾つ発電所が既設であって、将来どのぐらい、このオモンの3番目を含めてどのぐらい予定されているか、振り返りたいこともあるのでちょっと教えていただけますか、確認のために。

立松 既設のもの、既に完成しているものは1機だけで、オモン1、発電所のAがございませぬ。設備容量が330メガワットとなっております。

原嶋主査 第2、オモン2というんでしょうけど、2というものは現状どういう状況にあるんでしょうか。

坂井 もともとはまだ建設もされていませんし、具体的な入札といった調査手続も始まってはいないですね。民間資金でやることは想定されていますが、まだそれも含めいろいろ固まっていないという状況です。

原嶋主査 ということは3のほうが進捗しているという状況であるわけですか。それは、ざっくりばらんに、別に順番どおりに、番号順にやれと言っているわけじゃないんですけれども、そういう状況の違いというのは、どういうふうに、どうしてそういう状況なんですか。

坂井 そういう意味で、ADBですとか我々のファイナンスがつくというプロジェクトが、確実性があるということで先行しているということです。

原嶋主査 ファイナンスがかなり違うということですね。オモン1については、ちょっと拝見した限り、円借款ですか。

坂井 そうですね。

原嶋主査 これはJICAさんの円借款ですか。

坂井 ということです。

原嶋主査 オモンについては、民間のファイナンスを予定しているけれども、BOTプロジェクトとして行うけれども、現状ではまだ計画が煮詰まっていないという状況ですか。

坂井 そうです。

原嶋主査 それは、全体の発電計画とか電力計画との関係で、何か齟齬というのはあり得ないんですか。2が進んでいないということが、多分、マスタープランとか全体の発電の供給計画があると思うんですけれども、それとの関係で、何か問題、問題というか、不測が起きるようなことというのは考えられるんでしょうか。

坂井 全体との関係では、一般的にすべからず遅れているという状況だと思います。

立松 資料9ページ目に、第6次の国家電力マスタープラン電源開発の計画と実行、進捗の対比が記載してあります。

原嶋主査 今回3が議論されているわけで、4と5については、現在の状況は念のためにどういう状況ですか。

坂井 4については、ご存じのとおり、そのADBのファイナンスをつけるということで検討されていると。5は、そもそもやるかどうかはわからないという状況です。

原嶋主査 そうなってくると、今回3に伴って新たに送電線をつくるということは計画されてはいないんですけれども、送電施設というのは、現在、1が稼働して、3が稼働して、そういう状況でも今の送電施設というのは十分キャパの範囲内ということでよろしいんですね。

坂井 そうです。

原嶋主査 それは、もう完全に今の送電線施設は、完成、完了されているわけですか。中長期的にその2とか4とかが理想的にはできるはずなんでしょうけれども、そういう状況になってくると現在の送電施設というのはどういう状況になりますか。そこまではまだ余り明確ではないんでしょうか。

坂井 すみません。ちょっと詳しく技術的に調べているわけではないので、確たることは申し上げられません。

原嶋主査 わかりました。

谷本委員 ガスのパイプラインはどうなっているんですか。いつ来て、どこから。海上ですよ、これは。

坂井 そうです。

谷本委員 それは、資金はどこから。ですから1のAもガス焚きに変更される予定ですよ、これだとね、1のBもね。

坂井 もちろんオモン3なり、4のほう恐らく先行するんでしょうけれども、そのオペレーション前にということは、当然そういう予定で進められているんですけども、それそのものについては、ペトロベトナムという現地のガスサプライヤーが計画をしている状況で、そもそもガスサプライのアグリーメントもまだ最終的に合意されている状況ではありませんので、そういった意味ですごく明確にスケジュールがわかっているという感じではないです。

谷本委員 でも、2015年、あと3年、4年、ADBの第4が立ち上がるのが2015年とすればあと3年ですよ。じゃ、ガスのパイプラインは間に合うんですかね。

坂井 そのあたりを審査で確認するということになると思います。

谷本委員 ちょっと調べていただけますかね。だから、容量的にはオモンの5のほう白紙に戻ってとはいえ、一応5までカバーするようなガス量ですか。

坂井 それを含めて確認するということになると思います。

谷本委員 その辺も確認しておいてください、今、重油焚きで2つやっている、それはそれでいいんでしょうけど。

原嶋主査 ガスのパイプラインの施設は、どの程度の施設が要求されるんですか。それは今回の事業との関係では射程に入っているんですか。

坂井 どのくらいのというか.....

原嶋主査 ガスのパイプライン施設ですよ。それはハードウェアとしてそこそのも

のになる場合もあるんでしょうけども、ちょっとイメージが私はよくわからなくて申しわけないんですけども、今回の事業とは、ある種不可分だとは、不可分でもないのかな、完全に切り離すことはできるんですか。

立松 オモン3コンバインドサイクル発電所建設事業がない場合でも、パイプラインは敷設される計画となっています

原嶋主査 それは、今回の事業とは、ファイナンスを予定されている事業とは完全に切り離して考えていらっしゃるんですか。ちょっと私もガスのパイプラインの施設がどういうイメージなのか、すぐに浮かばなくて申しわけないんですけど。

坂井 基本的には、可變的にはそうです。

原嶋主査 ガスと切り離す。

坂井 ええ。

谷本委員 このガスのパイプラインの件はやはり重要なのでよく調べてください。周辺に関連プロジェクトといえども関連性は大きいです。やはり影響は大きいですからね。それで、そこまでなると、ちょっと原嶋先生の指摘の施設のことだけど、気になるのはルートをどうするか。そこでまた、我々がここで口を出すべきかですけども、それこそ土地収用とか、そういうふうな問題がもしおこれば、そんなに大きな土地収用ではないと思いますけれども、道路の横に引っ張れば良いと思うんですが、その辺のこともよく調べていただけますか。

ちょっと今回、私もうろ覚えだったんで余り気にしていなかったんですけど、いただいた資料にはないですね、書かれていないので、私、飛ばしてしまったんですけど。

坂井 大丈夫です。

河野 今回の事業の範囲には入っていないと理解しています。

谷本委員 それはいいんですけど.....

河野 関連事業としてどう考えるかということですね。

原嶋主査 機能的には不可分であることは事実なので、不可分だろうと思うんですけど、ファイナンスは、関係がないのはよくわかりました。

河野 ガイドライン上どう読むかというのもあって、ガイドライン上、不可分一体の事業については、ガイドラインを適用するということは書かれていますけれども、本件についてどうかというのは別な議論だと思います。

原嶋主査 それはわかりました。

河野 それで、今、我々の中で考えていますのは、ほかの国際機関がどう考えているのかということをもとに整理しています。IFCの関連施設の定義がありまして、それを準用して考えています。IFCの定義はどのような定義かということ、双方向に必要であるという場合のものを関連施設と呼ぶということです。この定義をガイドラインにも準用します。

本件について言うと、ちなみにADBはオモン4でガスパイプラインを関連施設とはしていません。我々も今回、関連施設かどうかについて整理をしていく予定です。仮に関連施設であれば、ガイドラインに従って、何らかの措置をしてもらうということもお願いする可能性があります。もし関連施設でなければ、ガイドラインが適用されないということになるかと思えます。仮に適用されたとしても、それを完全に履行できるかどうかというのは、相手のある話なので、ほかの機関も同じような形でやっているのですが、あくまで申し入れをするというところです。実施機関が違えば、必ずしも申し入れは聞いてもらえない場合もありますので、そこはケース・バイ・ケースでやらざるを得ないということだと理解しています。

原嶋主査 同じようなことを石炭でもこの間……

谷本委員 双方向というのが、まずこれは解釈が難しいと思いますけど、情報はやはり集めてください。それはお願いします。

河野 はい。

原嶋主査 いずれにしても、発電所ですから、いろいろケースが世界的にも随分たくさんあると思います。

一応今回のオモンの3については、追加的に送電施設はないということによろしいわけですね。

続きまして、代替案の検討ということで……

立松 先ほどのガスパイプラインの建設に関連しましては、お手元のスコーピング案の68ページには関連の記載がございます。

原嶋主査 その施設のファイナンスはどうなっているんですか。まだそこまでは明確ではないんですか。

立松 そうですね。確認はできておりません。

原嶋主査 また、続きまして前に進ませさせていただきますけど、代替案の検討ということで、田中先生から2つご意見をいただいております。

田中委員 回答の趣旨はわかりました。

ちょっと確認ですが、これはオモン4のEIAによりますとということですから、オモン4のEIAのほうが先行しているわけですね、これは。ということですよ、前提で。ということでもいいんですか。

立松 はい。

田中委員 そうですよ。先ほどの番号づけからいくと、1、2、3と進みそうなものだけど、そういうわけではないのかな。わかりました。

原嶋主査 オモン3とオモン4は近いということですね。すぐ隣ですか。

田中委員 4というのはどれですか。

谷本委員 一番左端、オレンジ色が3ですね、これが4。

田中委員 3と4は隣接をされていて、それとオモン1と2は、サイトがもう一つその外側にあるという形ですね。わかりました。

そうすると、このオモン3について言うと、もう立地場所は特定されていて、この後の代替案としては、書きましたけれども、施設の構造とか配置とか、あるいは基本的には方式でいけばコンバインドサイクルで、ガスですからその方法を変えるということではないわけですよ。ただ、ご回答を見ると、one throughの方式 コンバインドサイクルと従来の火力の方法、それから復水器の冷却方式についての比較をすると。

わかりました。これは了解しました。

もう一つ、先ほどのガスの方式で、そういう前提で施設の構想をされているというのは、これはわかりましたが、石炭というのは、非常にコストが安いというので、今、日本でも積極的に導入されていますよね。その点は、ベトナムのこの案件ではそもそも想定されなかったですか、最初から石炭火力の方式は。

坂井 そうですね。基本的には、ベトナムは北で国内炭が出ますので、南部でガス開発が進んでいるということで、基本的にはガスを使ってということは元々の方式です。

田中委員 わかりました。日本の場合には、石炭が、非常にコストが安いというので、原油がどんどん高くなっているものだから注目されていますけれども、わかりました。

原嶋主査 あと、よろしいですか。

田中委員 はい。

原嶋主査 じゃ、続きましてスコーピング案ということで、7からとりあえずは13ぐらいで一回切りたいと思いますので、谷本先生、田中先生、幸丸先生、13までのところで順次まず進めさせていただきたいと思いますけれども、まず7番目が、大気汚染、廃棄物の



問題ですね。

谷本委員 これは、このあたりは、全部、12、13の横に回答いただいているところに、ある面で集約できるのかなと思うんですね。ですから、7番は、盛り土処理されるのは何かというのが本当にわからなくて、その上は緑化しますということですが、これは、土ですか、掘削土なんですかね。

原嶋主査 それは、そんなに掘削土は出ますか。

谷本委員 どれだけ掘るかなんですけど、整地はされていると。あとは、だから地下部分に何かつくっていくとすれば、その辺の掘削土をためておきますと、外には持ち出せませんと。ここは6万立米あるんですね。

原嶋主査 これは具体的には何を指しているんですかね。

谷本委員 何ですかね。

原嶋主査 これは、調査団、具体的には何を指しているんですか。

立松 これはまだ確認を要するという……

原嶋主査 このデータの出所はどこ、全く根拠はないと思わないけど、何か先方の国の資料とか何か。

深澤 EIAレポートでそう書いてあるものですから、詳細はもう一回確認しないとけない。

原嶋主査 そういうのはEIAレポートを……

松田 それともう一つは、現実問題として、技術関係、発電プラント関係の基礎、基礎は、べた基礎、コンクリートに一部パイルを打ちますけれども、そのパイルの上にべた基礎で、ある一定の深さ、厚みをとって、コンクリート基礎を打ちますので、ですからそういう基礎の掘削は出ていないです。

原嶋主査 出ませんね。6万立米、するともう1でしたっけ、1でも、全く同じじゃないでしょうけども、似たようなことがあり得る。

松田 ええ。当然あったと思います。

原嶋主査 あったんですか。それは、JICAさんの事業かな、それと同じようなことをされている。そんな遠くへ、全然違うところじゃないと思いますけど、盛り土されて緑化されて植栽されているようなところはあるということでしょうか。

坂井 ちょっとそこもすぐには……

谷本委員 確認ですね。

坂井 はい。

谷本委員 じゃ、確認をしてください。

原嶋主査 そういう廃棄物とはちょっと違う。もともとの使い方がちょっと変わっている。

谷本委員 廃棄物となっているので、ですからちょっとひっかかったんです。これは確認していただきましょう。

原嶋主査 次が、田中先生ですね、脱硝。

田中委員 全体のまず位置づけをむしろ確認したい。これはスコーピング案になっていますね。それで、私どものほうから意見を出すというのは、51ページ以下の環境項目のスコーピング案について一応出すということで、前提でしていると思いますが、それ以外に、以下54ページぐらいから、いろいろな緩和策も含めて検討されているということです。この点の確認ですが、本文を読んでいると、「EIAによれば」とか「EIA」という言葉が出てくるんですが、これは何を意味しているんですか。今回のオモン3のEIAレポートですか。

菅沼 そうです。

田中委員 そうすると、もう既に環境影響評価を実施されているということですか。

菅沼 そうです。

田中委員 その上で、しかしこのスコーピングを求めると、一体これはどういうことですかね。環境影響評価とか環境社会評価をする前提で、スコーピングをやると僕は思っていたんだけど、そうではなくて、もう先に環境影響評価をやっていて、だけれども……

原嶋主査 それで、住民移転はもう終わっているから。

田中委員 ええ。そうなんだよね。どういうことかちょっと今改めて回答を見て……

原嶋主査 多分、後から問題になると思って、実は全体の流れがほとんど終わっちゃって、いい悪いは別として終わっちゃっているものなので、普通、一般にJICAのガイドラインが想定しているような流れとはちょっとずれが出ているんですけども、それはどういうふうに位置づけているんですか、それがいけないと言っているわけではないんですけども。

原嶋主査 EIAも同じだと思います、多分。

坂井 通常どおり、ベトナム政府側でEIAをつくり、それが、我々の基準に照らして十分であるかどうかというのが我々の審査の視点ですので、ベトナム側にとっては、EIAを

つくっているというのは、我々、審査をするときには大体前提になってくる話なので、これについてはそんなに不自然な話ではないかと思えます。

原嶋主査 一般的には、先方がEIAをつくること自身が当然いいんですけれども、それを確認するというのもう少し次の段階になるわけで、今、JICAのガイドラインのスコーピングの議論というのは、通常ですと、前の、先方のEIAをつくる直前ぐらいの段階で議論して、それをインプットしてもらおうというのが比較的スムーズに想定されている流れなので、EIAが終わってしまっているときに、はっきり言ってスコーピングを今議論してもしょうがなく、むしろそれをスキップして、最後の確認をしても、それがいいかどうかは別ですけれども、むしろそっちのほうが適切なのかもしれないという気がしないわけではないですね。その辺はちょっと手続的にどうなんですか。

河野 パターンは幾つかあると思いますけれども、もちろんおっしゃるように、EIAは既にあって、我々としてすぐに審査に臨めるのであれば、改めてEIAをつくる必要はないですね。

原嶋主査 簡単に言うと、環境レビューの審査というか、もうそれはスキップして、環境レビューの審査ということで、EIAのレポートないしそれにいろいろ調査団がサジェスチョンしたものを出示していただいて、我々がそれに何かするという形でも、そうすると手続的には瑕疵というか問題が出てくる。

河野 問題はないですね。ただ今回の場合は、調査を行うということで、EIAをレビューして、改めて必要な、欠けている部分があれば追加的に調査するという、そういう位置づけかと思えます。

原嶋主査 という前提です。ということは、足りなければ追加調査とかはやる余地がないし、準備はあるということですね。

河野 そうですね。

原嶋主査 だから、スキップせずに手続どおりにやる。

田中委員 今、原嶋先生がおっしゃられたように、環境レビューに対する検討のような段階まで行っているのかなという印象は持ちました。そうすると、もともとこのスコーピングというのは2段階でやるという話があります。スコーピングと、たしかどこかに定義があったと思うんですが、その定義に照らして適切に行われているんでしょうか、このJICAガイドライン上。

坂井 JICAの手続の妥当性の話ではなくてですか。

原嶋主査 むしろJICAの手續との話というか、審査部のほうの問題のような……

田中委員 ええ。あくまでもスコーピングということで、いわば助言を求めるということで諮問があったんですね。

原嶋主査 もっとざっくりばらんに言ってしまえば、もっと早い段階でこの会議をやっておこなきゃいけなかったんじゃないか。

田中委員 そうそう、そういう感じですね。

原嶋主査 このEIAができる前にこの会議でやっておこなきゃ、ガイドライン自身が幾つか変わっているんで、変わっていてもそう変わらないと思います。EIAのレポート自身が政府に出されたのはいつごろなんですか。むしろ、余り古いと、またそれはそれで問題でしょう。

河野 EIA自体が2008年にできているということですね、ベトナム側のものはですね。ですから、今回のものは、それをレビューして、必要なことがあればということかと思えます。

谷本委員 オモンの1とかその辺と変わらないタイミングでやっているのかな。

坂井 オモン1はずっと前ですね。

谷本委員 もっと前。

原嶋主査 オモン1はいつごろできたんですか、もう事業実施はいつ。

坂井 そもそも我々のファイナンスを検討し始めたのは2000年前後だと思いますので、ずっと前ですね。

原嶋主査 それこそ意地悪なことを言うと、確かにJBICさんだったら別にそういう手續はないんだ、当時だったら。最後の確認だけですね。昔のJBICさんの手續はね。

河野 環境レビューということですね。

原嶋主査 うん。スコーピングのときの議論というのは、JBICさんの昔の手續は予定していない、昔のJICAさん。

河野 JBICガイドラインにはありませんでした。

原嶋主査 なかったよね。だから、しょうがない、やっていなくてもしょうがないということですか。

田中委員 目についたガイドラインの11ページです。これは、どこがいいのかわかりません。ざっと見ただけでですが、つまり環境社会配慮の手續というのがありまして、3.1が協力準備調査ですね。以下、その3.1-1、協力プログラムの作成、3.1-2、プロジェクト

の形成とありまして……

原嶋主査 そもそも、田中先生、統合する前の話にもかかわることなので、旧JBICは最後のEIAの確認だけが主な仕事だったんですね、環境配慮の手続として。スコーピング案で議論するようなことは旧JICAさんのようにはなかった。

田中委員 なかった。

原嶋主査 今回それを統合することによって、スコーピング案なんかも議論することになってきたので、手続的な瑕疵があったとはなかなか言いにくい。

田中委員 趣旨はわかりました。そうすると、これから読むと、この調査実施決定、11ページのところ、4、5、6とありまして、恐らくこれでいくと第6項ですか、相手国とはスコーピング案を情報化して云々ということですよ。JICAはこれこれについてと、こうふうになっていて、要するにJICAがやることが定められていますね。したがって、これを読むと、やはり相手国のEIAに反映するためにスコーピングを行うというのが読み取れるんですね、文脈としてはね。

もし今回、整理していただいたように、このガイドラインが執行される前の話なのでということであれば、それは前提としてちょっと確認してください。

原嶋主査 ちょっと確認してください。

田中委員 ちゃんとそれを前提にしなくちゃいけないね。

河野 ただ、どうでしょう、本来であれば、EIAがありますので、最初に申し上げたとおり、環境レビューから実施することも可能だと思います。ただ、今回の事業については、調査を行うということですので、実施されてEIAで不十分な点について、さらに追加的に何らかの環境面の確認を行うかどうかということと理解しています。

原嶋主査 ここは実質的には変わらないけど、でもできちゃったから、結局、環境レビューの段階でも、何か問題があれば、追加調査やっていただかざるを得ないケースは出てくるわけなので、余りそれ自身は変わらない。

田中委員 スコーピング案と呼ぶ方がいいのかどうかということかもしれませんね。スコーピング案について意見を求めるという、スコーピング案というふうと呼ぶ方がいいのかどうかということなんでしょうね。

河野 まず、既存のEIAを踏まえてレビューした結果、何が足りないかということで、項目を洗い出して、改めてご議論いただくということは、それは可能じゃないかと思いません。

田中委員 そうすると、ごめんなさいね、もう一つ確認です。そうすると、このスコーピング案、今回の審査をやった後、もう一度ドラフトファイナルをつくって、そういう手続に入るわけですね。

河野 そうです。

田中委員 これはJICAとしてつくと。それは相手国にどういう形で戻すんですか。相手国は、もう既にEIAは終わっていますよね。

河野 もしその点があれば、それは、審査のときに先方政府に申し入れをして、合意して、必要な措置について、実施して頂くということだと思います。先方政府がEIAをつくっている場合には、承認されたEIAで、何か不足な部分があれば、そこをもう一度調べます。基本的には、そういった意味では、やることはやはり変わらないのかなと思いますけれども、我々が改めて調査をして、そこで何らかのギャップがあるのであれば、そのギャップを埋めるだけの措置はしていただくということかと理解しています。

田中委員 JICAにとってみると、相手側のEIAレポートというのは、いわば前提となる情報であると、そういうことが、既に作業として、関連情報として集積していますと、その上で不足すべき点があれば追加します、そういうスタンスですね。

なるほど、僕は、スコーピングというのは環境社会配慮の項目の絞り込むのを前提として行うという理解があったものですから、もう既にEIAが行われていますみたいな話が随所に出てくるので、ややっと思った次第ですね。

谷本委員 レビューなんでしょうね、実質的にね。ですから、EIAのレビューをやって、今回の調査で必要ならば補完の調査をやり、そのための準備調査ですということですね。

田中委員 そのほうが理解は……

谷本委員 そういうことですね。

原嶋主査 仮に、スコーピング案の議論がされていなかったら、それは旧JBICさんの手続、ちょっと時間的にもう確認はしているでしょうけども、そのときにはやる必要がなかったことだったら、それはそれで仕方がないですね。

谷本委員 手続はちょっと詰めていただいて……

田中委員 あとは、大気汚染と排水の項で、私、8番、9番でさせていただいたんですが、これは回答の趣旨で了解いたしました。大気のほうはNOxバーナーの採用によって十分対応可能だし、それから水のほうも、中和、沈殿処理ですか、あるいは油水分離、これによって対応可能ということで、これはもう既に緩和策の実施が予定されているのであれば、

それは了解しました。

谷本委員 むしろ、あとは本当にその処理ですよ。油分をどうするか。まさに先ほどの盛り土の処理もどうするかというのはこれから調べていただくというのが、12、13のところの表に、横のところにかかれていて。クエスチョンが結構ある。

田中委員 そうですね。汚泥のようなものもそうですね。

原嶋主査 10番ですね。

谷本委員 これは、もうベトナムの基準が塩素についてはこういうことだと。一方、IFCは、かなり厳しい基準を持っていますけれども、守ってもらいますということは、これももうこれで了解しました。

原嶋主査 大気の窒素と油分、あと塩素ですかね。

続きまして、幸丸先生。

幸丸委員 水質のほうで、温排水の影響範囲が上流域のみだったりとか、下流域のほうをやったりとかと、ちょっとその統一がとれていなかったのをお聞きしたんですけれども、一応それは上下流とも予測されているということで結構だと思います。

それから、雨季は、流量が増加するので、当然、乾季よりも影響は希釈されるということだと思いますので、これで結構だと思います。

原嶋主査 12、13で、もし差し支えなければ、回答のほうにあるマトリックスというか、2つございますけれども、これを簡単に？の部分も含めてちょっとご説明いただけますか。

谷本委員 14までですね。

原嶋主査 14まで、ここまでね。一応、1、工事期間、2、供用時ということで、2つマトリックスというか種類と処理方法というのがありますけど、簡単に言うとこの種の廃棄物がどのように処理されるかというのは我々の懸念なんですけども、わかっていないことも含めて、ちょっと教えて、もう一度確認のために、この表についてご説明いただければ。

一応何にもしていなければ、普通の当該サイト地では、町のUrban Facilities Enterpriseがごみを処理するというのが、事業者としては別にあるんでしょうけども、多分そこでは全部は無理だったと思うんですけれども、役割分担を含めて……

立松 このクエスチョンになっているところにつきましては、もう既に稼働を始めているオモン1の施設で、どのような処理が行われたかということを確認いたします。今回のケースでも同様なものになるとは思いますが、その点について現地で確認をする予定です。

原嶋主査 特に供用後、今回の発電所から供用後継続して、排出が余儀なくされるある種の廃棄物としては、当然、生ごみとか紙くずとかはあるんでしょうけど、それ以外は下水の汚泥と廃油ですね。あと、ほかには、Harmful wasteとしては、具体的にこれは焼却灰もあるんですね。これはEIAには全く書かれていないんですか。

中村 書かれているんですけども、それが、物がHarmful wasteという言い方しかしてなくて、物がわからない。

原嶋主査 焼却灰なんかはある程度EIAの中で想定されているような……

中村 焼却するというのは……

原嶋主査 書かれていない。EIAで焼却灰をどういうふうに処理しているかは書かれていないんですか。

中村 それは書いていませんが、土をかぶせたり、場合によっては焼却しないでそのまま別の処理をすることが考えられます。

原嶋主査 このオモン1はあるので、事実関係は比較的こういう近場でわかりそうな感じがするんですけど、そんな簡単なことじゃないんですか。

中村 いえ。基本的には同じ処理をしたいと思います。

原嶋主査 それは、どうされているかご存じはない。

中村 それは事業者を確認するしかない。

立松 2月の現地調査で確認はすることにしたいと思います。

原嶋主査 それは実際どこに持っていかれるんですか。実際、炉内で処理されているんですか、それともどこか。

中村 我々が行ったときは、そういうものは見当たりませんでしたね。

原嶋主査 事業所の中で、それはどこかへ持って行って……

中村 分別して持っていているんだらうと思います。

田中委員 持っていくのはUrban Facilities Enterpriseが持っていくということですか。

原嶋主査 それじゃないんじゃないんですか。それ以外の……

深澤 多分それは一般廃棄物です。

田中委員 一般廃棄物のほうですよ、これはね。

深澤 それはそうだと思います。

田中委員 これは事業者の側でやっているんでしょうね、多分。

深澤 それ以外のところはちょっと聞いてみないと……



田中委員 天然ガスのほうが、比較的そういう焼却灰の有害性の高いものは、余り発生しない、しにくいんでしょう。ああいう石炭とかガスのほうがあるでしょうけどね。

深澤 この辺も余り想定していないんですけど、EIAにたまたまそう書いてあったのを記載してしまいましたので、そこは一応確認します。

田中委員 それは言ったほうがいいですね。

要は、どこかへ持っていかれて処理されているというのは余りよくないという話ですね。

Urban Facilities Enterpriseは、要は公企業ですね、公の企業ですよ。

深澤 そうだと思います。

田中委員 ということでしょね。

原嶋主査 これは同じベトナムの工業団地で話題になっているところですよ。ワーキンググループを今度やるのか、あそこのところでも、ちょっとスコープが変わりましたけどね。

谷本委員 どこでしたっけ、ロンガイ省とか工業団地かな。

原嶋主査 ロンアン省かどこか。

谷本委員 ロンアン省でしたっけ、次にやるのね。

原嶋主査 だから、そこのところでも、このカントー市のUrban Facilities Enterpriseは、有害物の処理ができないのでということで、あそこは、だからいろいろな公害型の企業を入れようというあれがありましたね。

じゃ、一応この？マークは、今後の調査で確認をしていただくということでよろしいですか。ということで、今13までですけども、振り返りで何かあれば、追加であれば、水ですね。

続きまして、14、15、16、17で、とりあえず谷本先生、田中先生ですね。

谷本委員 15、16は同じですので、これも、一つこれでわかりましたが、いわゆる運転時には、そんなに地下水は生活用水なんかでも使わない。全量、河川水ですかと。地下水はくみ上げていませんかということであれば、これもオモン1のところを確認いただけますか。そんなに生活用水、手洗いとか、そういうふうなものであれば、そんなに大きな量じゃないと思いますが、やはり量として、工事期間で1時間50立米というのは結構引っ張り上げるんだと、この辺はデルタ地帯ですから、被圧水で十分供給されますから大丈夫かなと思ったんですけども、その辺、ちょっと事例を見てください。これはもうそういう確認をしていただくということです。

立松 1回目の現地調査の際に、1号機の周辺などは調査団が確認をいたしました。特段この地盤沈下等が残っている状況というものは、確認はできておりませんし、また地下水の使用は、土木工事、主にくい打ちに使用されるものでございます。

谷本委員 工事期間中は、継続的にそんなに長い時間じゃないですか。

立松 くい打ちなので、長くても二、三カ月ということでございます。

谷本委員 一日もそんなに、一日じゅう24時間引っ張り上げるということはない。

立松 ございません。

谷本委員 わかりました。

中村 すみません。オモン4号機のほうなんですけれども、オモン4号機の計画でも、生活用水、雑用水を含めて、冷却水もすべてハウリバーからとる計画です。

谷本委員 一応河川水で……

中村 はい。

田中委員 生活用水も、この川から、河川水……

中村 そうです。

田中委員 そうですか。それを浄化するんですか。

中村 そうです。浄化装置をつけます。

田中委員 ワンスルーで冷却もしますよね。これも河川水は生で入れるんですか、それとも一回トラップか何かに通すんですか。今度のこのオモン3の計画ではどうですか、生というか。

中村 1号機のところで確認しましたけど、トラップをつけて、そのポンプ室から取水というか、直接くみ上げるようになっていました。

田中委員 それなりの量を取水で通すんでしょうから、ワンスルーですから常時あれですよね。

原嶋主査 ハウ川の水利は、だれが、水利権。そこはどのぐらいの水量が必要なのか、ちょっと私もぴんどこないんですけど、水利調整はどうなっている。

中村 72ページに、EIA以外で環境関連の許認可というのがありまして、上から2番目に、水利用、それから水の放水が、MONREもしくはカントー市の天然資源環境局という……

原嶋主査 資源庁。

中村 ええ。ここで許可を得ることになっています。ですので、水利権というのはここ

になると思います。

原嶋主査 量的には十分、下流の状況にもよるんでしょうけども。

中村 1日5万トン以上使う場合にはMONREがあります。数量は、ハウ川自身、乾季ですと毎秒1,000トンぐらいです。雨季ですと1万5,000トンの水が流れています。

原嶋主査 下流に町というか。

中村 まちはカントー市。

原嶋主査 結構大きいんですか。あそこの上水はハウ川に依存している。

中村 そこは調べていないですけども、あそこは水がいっぱいありますので、いろいろなところで水利用……

原嶋主査 地下水については、工事期間中、主に……

中村 はい。

原嶋主査 14、17、自然環境です。

谷本委員 直接、ハウ川には沿っていない40キロ、大気拡散も離れるから問題はないと、私はこの辺はもう専門外ですから、影響はないということですね、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>でしょうね。大気関連の水質も直接というのはいかないと。いいんでしょうか。はい、ここは了解しました。

原嶋主査 わかりました。続きまして、18、19、20と田中先生ですね。

田中委員 温排水ですね。これはいいです。18の回答内容は了解しました。

原嶋主査 19については、先ほど幸丸先生のほうにもありまして、あとは、20については、全体のバランスで、温排水についてはA評価としていたんですけども、温排水による影響を受けるおそれのある河川生態系についてはBということで、全体のバランスとしては欠けているんじゃないかというふうにちょっと思料したんですが、ご回答としては、温排水の影響としては、「魚類の主な産卵地や生息場は、オモン発電団地の対岸にありますが、温排水は影響の大きい乾季でも対岸には到達していません。さらに、魚類の産卵期や稚魚の生育期は主に河川水が豊富な雨季ですので、河川生物への温排水の影響は重大ではない」ということです。

これは、川幅はどのぐらいですか。

立松 川幅は900メートルほどです。

原嶋主査 幸丸先生、よろしいですか。

幸丸委員 21、22のところで、全体にこの団地のある側は余り自然環境がよくなく、

対岸のほうに豊かな自然があるみたいな感じですね。それは、どうせ今いろいろ造成したり、あるいは農地開発なんか行われてきてそうなったんだろうと思います。そういうふうに推測できるようにお書きになっているんですけども、もっともっとずっと前をたどれば、どちら側にも豊かな生態系があって、それが、開発が累積していったこうなっちゃった。その中で、その団地の中の一つに、またこの3号機をつくるということですから、その一つだけとると余り影響はないような感じもするんですけど、その辺の開発の経緯というのは、どこかで触れていただいたほうがいいのかという気はしました。

22番、「生息環境の豊かさが」と書いてありましたけれども、生息環境の豊かさも、その対岸との相違、そういうところは、自然状態なのか、人為的なものなのかというようなことです。そんなようなことです。

原嶋主査 これは、発電所がどんどん拡充していくでしょうけど、周辺に工場団地とか生産拠点なんかがふえる。

中村 今のところは何にもないです。

原嶋主査 ここでの発電は、主には相当遠くに持っていくということ。

立松 ホーチミン、ベトナム南部です。

原嶋主査 何キロぐらいでしたっけ。

松田 大体200キロです。

原嶋主査 その周辺で、特にこういう開発が重点的に行われるというようなことは特に余り考えられていないんですか。

松田 ええ。この地点ではありませんけれども、ホーチミン周辺に、先ほど出ましたロンアン省とか、もう一つビンディン省だとかに避暑地がありまして、そこに日本の企業が進出している工場団地が多数ある。

原嶋主査 流域としては同じなんですか、河川の流域は同じ。

立松 違います。

田中委員 よろしいですか、関連して。

手前のこの例えば20番の回答で、河川生物への温排水の影響は重大なのでBとしましたということで、これはこれで了解しますが、仮に例えば廃棄物の問題で、これは重要なので、例えば評価をAにしますとかBにします、また評価をつけ変えるということはあると思うんですね。そうしたときに、つまりそもそも51ページからのこのスコーピング表で整理されているのは、先ほどのベトナム政府で提出されたEIAレポートをもとに整理し

ているわけですね、この評価をね。仮にこれが、BがAになったとか、あるいは評価が上がったとか、あるいは重大性が、よくこの議論を通じて、評価をもう一回し直しますということになった場合に、そうするとその評価のつけかえに対して、こういう調査をしますとかこういう対応しますということが調査団のほうから出されるんですか。そういう理解でよろしいんですか。そういうことになるわけですね。

ですから、評価をつけかえるということになれば、今までの既存の対応では不十分なので、あるいは調査では不十分なので、追加的にこういう対応しますということが調査団のほうでご検討いただくという、こういうことでよろしいですか。

中村 はい。

田中委員 わかりました、もっともなことかと思いましたが。

原嶋主査 そのことはステークホルダーミーティングの関係で後ほど出てきます。

とりあえず、今、22番まで一たん進んでいますけれども、社会影響に関連して、ちょっと復習で申しわけないんですけれども、多分、報告書でいただいていると思うんですけれども、オモン1も住民移転はございましたよね、60とか50ぐらいございますよね。

中村 はい、ございます。

原嶋主査 今回のオモン3の事業で、記憶が間違いじゃなければ226世帯ということですからけれども、ということはオモン1が大分前から稼働していますよね。かなり発電所に近いところに居住していた人が多いということなんですか。そうすると、結構、非正規住民が多い。そうでもないですか。

中村 イリーガルな人は……

原嶋主査 それは、状況としてはまだ把握されていない。実は、なぜかという、EIAが終わっているということであれば、それなりに、多分、結論は後から出ると思いますけど、住民移転はもう終わっているということなんですよ。イリーガルとリーガル、その仕分けはまたベトナムの国では違うのかもしれませんが、その状況は……

中村 オモン4の用地買収するときに、全部、用地買収しています。4だけのために用地買収したので、3から4になると、また塊で全部移転しました。

原嶋主査 図面を出してみても、それとあとちょっと写真を……

中村 オモン3は地図のほうがいいと思うんですけれども、図面のほう、3、4とありまして、その左隣に黄色いスペースがありますね。あそこら辺、全部、3、4となっていますが、この事業とされてから、団地として建っています。それとあと、附属して、この放水

路の部分、それからここに書いていないですけど、ここに道路がありまして、それを全部まとめて買っています。

原嶋主査 それは政府機関とか何か開発事業者主体。

中村 開発事業者のほうで買っています。そのファイナンスでADBがリードでやっているんですけども、そのときにいろいろと調べていまして、たしかそのときにそういうレポートがありますので、ちょっとまだ全部読み込んでいないので、数字は忘れちゃいましたけれども、そこではイリーガルな人が何人かいたと。それに対しても、補償すると。補償を与えるというような決定になっています。

原嶋主査 先におっしゃいましたいわゆるその住民移転は、じゃADBのファイナンスでカバーされているということですか。

中村 実際、買ったのはこの部分ですけども、恐らくJICAのプロジェクトでやる場合はこの部分の何割かを払うことになると思います。

原嶋主査 今後払う。既に手続は終わっているという。

中村 手続は終わり、お金も全部出ましたけれども、自己資金でやっています。

原嶋主査 それをリインバースするとか、そういう形になってくる。

中村 そうです。

坂井 我々が出さない。

立松 円借款では、そこはカバーしません。

原嶋主査 カバーしない。

立松 ええ。それは、カウンターパートファンドといいますか、ベトナム政府の予算で手当てをされるものでございます。

原嶋主査 ただ、そこも一応ガイドラインに従った補償はされている必要はあるんですね。ファイナンスが違うんですね、その辺は。

河野 それは、そうですね。説明をいたしますけど、7ページの40番に書いています。今おっしゃられたように、住民移転自体は、2006年に開始されて、2009年に終わっていきまして、他方この融資を検討されたのは2010年です。ですから、JICAが検討する前に、もう既に住民移転は終わっていたということです。オモン3と4と合わせて土地を購入しています。

それで、ガイドライン上どう解釈するかということですけども、まずこの3パラを見ていただきたいんですが、ガイドライン上、住民移転をいつやるのかということは、明確

には書かれていないということです。ただ、カテゴリーAの場合には、住民に審査前に公開して、環境レビューをしてということですので、基本的には審査した後、借款契約を結んだ後に住民移転が行われるのかと思いますけれども、明確に書かれていないというファクトがあります。

他方、世銀はどうしているかといいますと、世銀は、自分たちが検討する前の住民移転についても、本質的な点については確認するということをやっているんです。それは世銀のガイドラインの解説書に書かれてあるのですが、JICAのガイドラインも世銀のガイドラインと大きな乖離はないという確認をしていますので、我々も、住民移転が既に完了しているという、JICAとして検討しませんということではないだろうと考えます。世銀と同じように、既に移転済みのものについても、事後的にガイドラインと大きな乖離がないということを確認するということなのかと思っています。

これは、我々の今の解釈で、方針で、助言委員会に対して初めて説明する話だと思えますけれども、そういうやり方を考えています。どこまでやるかというのは、それは、ケース・バイ・ケースだと思います。つまり、実績やその補償内容については、もちろん遡及的な考えで確認しますけれども、手続とかは終わっていますので、それができるかという、プロセスは難しい可能性があります。あと移転住民の場合には移転先がわからない場合もあるんですね。その場合どうするかという問題もあります。それは、世銀の場合、可能な限り、それは確認する、努力はしますということなんですけれども、100%のフォローは難しいかもしれないということです。

ADBも、実はオモン4を検討する前に住民移転が終わってしまっていて、彼らも同じような作業をやっています。過去にさかのぼって確認をして、彼らの結論としては、問題がなかったという結論なのですが、ただ社会的弱者に対する補償が必ずしも十分でなかったので、追加的に補償することとしています。

我々はどうするかということなのですが、本来、調査すべきですが、既にADBが調査を実施し、Due Diligence Reportを作成していますので、そのレポートを確認させていただいて、さらに我々として必要なことがあれば、何らか措置するということを今考えているところです。

田中委員 今、河野さんがおっしゃられたことを方針に書いたらいいんじゃないですか。

こっちのレポートの調査団の方針にしたらいいんじゃないですか。

そういうことですよ。

河野 ごくごく最近まとめたものですから、調査団にも今日伝えたところです。

原嶋主査 こういうケース、これほどクリアに終わっちゃったというケースは初めてで、大変ですよ。

谷本委員 どこかに残しておかないと、事例として、本当に……

原嶋主査 ちょっと話は戻りますけど、スコーピング……

田中委員 そうそう、スコーピング案にしなくてもいいんじゃないのというのはある。

谷本委員 懇切丁寧につくられている。

原嶋主査 これは、カウンターパートにコンファームされましたか。

河野 ありました。

原嶋主査 多分そのときに完了していたとかという話を、怒られるかもしれないけど、ほとんど書かなかったんじゃない。

田中委員 我々は理解していなかった。

河野 その後判明したのです

田中委員 やっぱりそうだよ。事前措置の段階、我々も理解がなかったと思います。

谷本委員 そこは通常型だと思って、これはやばいなとね。

原嶋主査 EIAも終わって、住民移転も終わっている。ただ、別にそれをないがしろにする、軽んじるわけじゃないからということで、別にあえてスコーピング案に戻さなくても、レビューの議論として、しっかり中身を、本質的なところをちゃんと議論すれば、別にちょうど過渡期でもありますし、時系列で、タイミングの整理とか、それでもよかったのかもしれないなという気がしないでもないですね。

河野 全体会合でも、そういう議論が出て、改めて調査するんですかということも言われました。私のほうから同じような話をしたと思うんですけども、追加的に我々が必要なものは調査します。住民移転については、その後にはわかったものですから、改めてここで整理させていただくということです。

原嶋主査 今のお話、もう一回整理しますと、住民移転は終わっていると。

谷本委員 住んでいる人はいない。黄色い枠の中にはいない。土地を収用して、ほかに住んでいても、土地を収用された方ももうそういう面ではきちんと補償されていると。ですから、完全な実施機関の発電団地のコンバウンドになっているということですね。あとは、文句が出てきたときの対応ですね。

原嶋主査 実は、それでちょっと文句があるような書きぶりをしているところがあるん



ですね。

谷本委員 後でね。

原嶋主査 それは後ほど、今23で、24、25、26ということで、谷本先生、幸丸先生ですね。

谷本委員 25は、「女性の」というところで、影響が本当になれば、それにこしたことはないし、あとは、まさにステークホルダー協議やら含めて、何かやはりやってほしいということが本当に出てくるのかなと思うんですけども、これも本当に悩ましい。回答自体はこれで本当に納得するんですが、影響がないことを祈るしかないのかなと思います。特に、出てきたときに対応するという事なんでしょうね、影響が。

原嶋主査 下流域の土壌というのは、漁業というのは生活漁業も含めて余りない。それは今後確認ということなんですか。これは確認します。

中村 それは、確かにハウ川では漁業は行っています。

原嶋主査 それは、産業として、あるいは生活として、両方か。

中村 産業としてです、余り大きくはないですが。大きな産業としてではないです。個人個人がやっています。

谷本委員 個人個人で小さく養殖等をやっていると、あとは漁労等をやっていると。

中村 そうですね。川では養殖はやっていないと思うんですが、水路がいっぱいありますので、そこに引っ張り込んでやっています。

谷本委員 そこに引っ張り込んでね。25は納得しました。結構です、これで。

原嶋主査 幸丸先生。

幸丸委員 同じようなところで、この地域にいわゆる伝統的な地域社会があったとすれば、発電団地ができる前には先行的に農業開発も起こっていてとか、そういうプロセスを経て基盤が揺さぶられていって地域社会が変容したり消失したりしてもう今は、ここにはほとんど何の影響もありませんという話なんですけど、その辺はちょっとひっかかるところがあるんですが、ただそれは東南アジア地域の社会発展の大きな流れの中での話なので、この事業に関しては言う筋合いのものではないと思うんですけど。あとは、女性が特に関与している水産業、これについて、それこそどのくらいの地域社会にとって、特に女性にとって意味があるのかどうかということは、把握しておいたほうがいいかなということで、その形態によっては、いろいろ影響は受けるかもしれないということですから、確認するという事ですので、それでお願いしたいと思います。

原嶋主査 続きまして、環境配慮、汚染、自然環境、27から36まで、長谷川先生は、今日はいらっしゃられないので、メール参加という形ですね。

河野 そうですね。

原嶋主査 じゃ、27から36までで、私、幸丸先生、谷本先生、随時コメントがありましたら。

27に関連して、累積影響としては、既に温排水と大気汚染については、確かに評価というか言及していただいていたんですが、ほかの項目で、あと廃棄物も多少は可能性としてあるんでしょうが、ほかに1から5が全部そろるか、4までいくかちょっとわかりませんが、累積影響として注目しておかなきゃいけない環境項目あるいは……

谷本委員 だから、NOxも問題はない。SOxはまず基本的に出ないでしょう。

原嶋主査 NOxは、累積影響では問題がないという評価です。

谷本委員 そうですね。SOxはほとんど出ないでしょう、ガスですから。

原嶋主査 焼却灰もそう。

谷本委員 だから、その辺の処理ですよ。だから、大気のほうはそんなに問題がないんですかねということですね。最大着地濃度が大気環境基準の10分の1.2ということですから、問は題ありませんと。これは28番のところですよ、長谷川先生の。

原嶋主査 29番で、「以下のように修正します。『本プロジェクトでは脱硝装置は設置しないため、悪臭物質であるアンモニアは使用しない』」、これは何を修正するんですか。

立松 これは記載の方法を少しつながりがよくなるように修正いたします。

谷本委員 脱硝装置は使わずに、低NOxバーナーを使いますから、アンモニアは関係ありませんというふうに直す。

原嶋主査 これはオモン5でも同じような方式、オモン4か。

深澤 一緒です。

谷本委員 1のほうも、A、Bもそれでガスだきにしていくと、低NOxバーナーにしていくと、切りかえていくということです。

中村 低NOxバーナー、窒素酸化物ができるだけ出ないように、なお燃焼方式で燃焼する。

谷本委員 そこでは、基本的に化学物質等は使わない、低NOxバーナーでは、圧力と温度と。

深澤 はい。

谷本委員 そこでやる。操作をしますからということですね。

原嶋主査 低NO<sub>x</sub>バーナーを動かすエネルギーというのは何ですか。初歩的な質問ですが、低NO<sub>x</sub>バーナーを動かす燃料源は何ですか。

中村 ガスがあります。

深澤 普通、ボイラーだきのもので、石炭であろうと何であろうと、その辺は考慮されて、なるべくNO<sub>x</sub>が発生しないよう、メーカーが基本的にやっています。

原嶋主査 28が、細かい技術、特許の話なんでしょう。生活排水、30番については先ほどちょっとお話がありました。あと31番、幸丸先生。

幸丸委員 大気への放熱というのはどういうことなのかなということで、これは開渠で2キロということなので、そういうことなのかなということでございます。

それから、ついでに1つ飛ばさせていただいて33番ですけれども、温排水の影響、熱帯域の水生生物というのは、非常に高温域への耐性は強いんだと思うんですけれども、そういうデータは余りなさそうですが、特にそれから非常に感受性が高いとすれば、卵とか稚魚のほうだと思いますけれども、それも余りこちらの影響する範囲にはないということなので、特に詳しいデータがなくてもいいかなというふうに思いました。

谷本委員 32はないでしょうか。塩素ぐらいですか。気になるのは塩素ですかね、確認をしてくださいとしか。

原嶋主査 塩素は先ほど出ています。

谷本委員 出ています。これは明示されています。それ以外にないんですかね、こういうところで。油類は、当然ながらいろいろなものが出るでしょうから、これをきちんと処理してください。

田中委員 塩素の話で、ちょっと確認ですが、これは生物対策でやるんですね。注入するんですね。

中村 そうです。

田中委員 付着しないようにですね。それは取水の段階で入れるんですか。

中村 そうです。

田中委員 それで、取水の段階で入れて、それをぐるっと回して、それをまた放置するわけですね。

中村 それは取水のときに入れないといっぱい付着してしまう。

田中委員 そういうことですね。

谷本委員 希釈されるだけ。

田中委員 そうということですね。

原嶋主査 特に塩素をとらないですよ。

田中委員 ええ。

中村 普通こうなります。

田中委員 だから、入れた濃度よりは低くなっているんじゃない。

谷本委員 なるほど、熱で飛ぶんですか。

原嶋主査 飛びますよね、塩素くさい。

谷本委員 塩素くさい、悪臭の要因かな。

中村 そこまでにはおいは出ないと思います。

深澤 塩素は必要最低限に……

谷本委員 これは、化学物質は塩素以外ちょっと確認をしてください。

田中委員 それから、ごめんなさい。質問の先ほどの28番、29番あたりで、いわゆる低NO<sub>x</sub>バーナーという話がありまして、私もその点で技術的には素人ですが、NO<sub>x</sub>というのは空気中の窒素を燃焼過程で取り込んで発生するわけですよ。

深澤 硫黄分と違い空気中のものと反応して生成というのがある。

田中委員 多いですよ。SO<sub>2</sub>であれば、当然この燃料中ですから、低硫黄型のあれを使えば当然減りますが、NO<sub>x</sub>の場合には、したがってガスであっても、燃焼行為を行う以上はどうしても一定量発生するんじゃないかというね。

深澤 それはそうです。

田中委員 その場合、その低NO<sub>x</sub>バーナーというのは、どういう工夫がされているものなんですか。

松田 たしか私が知る限りでは、還元型といいますけれども、燃焼温度を上げて、NO<sub>x</sub>が発生しにくくしています。

深澤 あとは、構造的に段階的な燃焼をしている。一遍にぼっと燃やすんじゃなくて、そういう形がいろいろとられているようです。

田中委員 わかりました。

谷本委員 大気中もありますよね、ガス中のエアロ分が。

原嶋主査 7ページ、34、35、36ですけども、送電線については、追加では設置はされないんでしょうけども、当然既設のものを使ってということなんですけども、電波障

害の問題というのは、現実にはオモン1なんでしょうけど、その辺の配慮というのは、オモン1とオモン4は、特に問題としてはどういう、あるいはEIAの中ではどういう……

中村 EIAの中には何にも書いていません。

原嶋主査 ないんですか。

中村 確認するとしたら、常温の……

原嶋主査 そうですね。どこかあそこに置くわけですね。

中村 それは申し立てできるシステムになっています。

原嶋主査 じゃ、EIAの中にはその電波の影響というのはいないんですか。

中村 送電線は全くないです。

原嶋主査 触れていない。それは……

深澤 既設であるから、基本ベースに入れていないということなので……

中村 調べるとすれば、1、2号で何か苦情がありましたかというくらい……

原嶋主査 そうですね。

中村 あと、ちょっと悩ましいのが、送電線のまた発電会社が別の会社なんです。もしかすると苦情は事業者のほうに行くかもしれないです。

原嶋主査 それはどちらも公の……

中村 EVNの子会社ですね。

谷本委員 発電と送電は日本より進んでいる。だから、こちらに飛び出しているんですか。あれはそうですか、島みたいに右の下の赤いところ。

松田 あれはガスの供給センターです。あっちにパイプラインが接続されて、そこから配管を通して……

谷本委員 あれはガスのほうですか。あそこから来るわけですね、パイプが。スイッチヤードなどが下に張りついているわけですね。

中村 おっしゃるとおりです。

原嶋主査 あと36番で、マングローブの所在というのは、どこに、近くにですか。

中村 記載でそう書かれているのですがけれども、まだ現状は確認していません。一応確認して、必要に応じて対策をとってもらいます。

幸丸委員 痕跡的に残っているということが……だから保全する意味があるかどうかというのがありますね。

中村 砂浜が、砂浜というか、川の底なんですけれども、ちょうど3号機の前が10メー

トルぐらい砂浜になってしまっていて、そこでは植物が生えています。でも、それ以外のところはほとんどありません。

谷本委員 34番で、原嶋さん、団地内の環境保全計画、これは、例えば植林をする団地のフェンスに沿ってというか、あるいは植林をするとか、そういうことですか。ほかに何か考えられていますか。

中村 一応、緑化は計画されています。

谷本委員 1のところ、やった時点ではまだ……

中村 いや、1のときにはやっています。

谷本委員 木を植える。芝にする。

中村 芝もあります。

谷本委員 芝も、一応そういうあれがある。

中村 はい。

谷本委員 じゃ、全体のあれはまた……

中村 何割かというのは決まっていると思います。

谷本委員 決まっているんですか。

中村 ええ。それは確認しておきます。

谷本委員 じゃ、確認をしてください。

原嶋主査 敷地内の緑化率も……

中村 そうです。

松田 1号機のほうは、敷地自体が、非常に余裕がありまして、広くとってあります。

谷本委員 写真を……

松田 写真、お手元の31ページのところに、放水路 1という写真の一部手前のほうに、1号発電所の地域が出ていますけれども、これは、全部、芝で覆われています、1号機の周囲。非常にゆったりとしたスペースで、景観上は我々が見てもすばらしい。他の発電所では見られないようなきれいなものとなります。

谷本委員 周辺にまだ木は、そんなに植えているということはないんですね。

松田 そうですね。木は余り、ほとんど芝です。

田中委員 植林を提案したらどうですか。植林というか緑化ですか。

幸丸委員 芝生の維持なんて、相当、金がかかるんじゃないんですか。

松田 芝生の管理とか、あとごみを拾ったりということで、女子の清掃員が雇われてい

まして、我々が行っているときでも、四、五人の女性の方が、芝の草刈りとか清掃とか、そういうのをやられています。

幸丸委員 それはいいんです。

松田 そういう仕事が新しく生まれました。

原嶋主査 一応、時間的には中間地点なので、10分、休憩をとります。

午後3時25分 休憩

午後3時33分 再開

原嶋主査 続きまして、7ページの37番以降の社会配慮、37番から45番まで、とりあえず私が多いのでお話ししますけれども、まず37番、38番については記載をしていただく。

39番、先ほど40番についてはあらかじめご説明いただいていますけれども、先ほどのお話の確認をさせていただきますと、基本的には住民移転というのは、その事業を実質的にこちらが着手した段階には終わっていたということですのでけれども、事後的ではあっても、本質的な部分については確認する方向で今進めているということです。

それについて懸念する点が幾つかあって、39番で、今回の報告書の中で恐らく出典はEIAだと思うんですけども、ステークホルダーミーティングで補償が完了していないとか、あるいは補償がおくれているとか、あるいは移転先が告知されていないとか、補償が公平ではないなどの苦情があるということが記述されているんですけども、これはオモン1のケースなのか、事実関係、ご存じの範囲で教えていただけますか。

中村 この資料の115ページから、発電団地に関する住民説明会をやっています。

原嶋主査 オモン3は含んでいるわけですね。

中村 当然含んでいます。

原嶋主査 オモン1、2は関係がないんですね。関係がないというか終わっている。

中村 終わっていますし、住民の方もいらっしゃられない。

原嶋主査 オモン火力発電所の1号機のEIAによりますと、それ自体問題がなかった。

中村 その発言の中で、補償が完了しないだとか、補償金がおくれているだとか、そういうようなことが言われていました。

原嶋主査 それは事実関係は何かあって……

中村 その辺に対して、118ページからグループディスカッション等と書いていまして……118ページでは、グループディスカッションのGroup-1で、「補償」のところで、いまだ移転に伴う費用が支払われていないとか、長期間居住している貧困層の人々は補償金

が支払われなかったとか、そういうようなことが書いていまして、その2つで……書いていないかと思えますけれども、進行役の中では補償額を全額支払いますよとかいうようなことを書いています。

事実としては、まず住民説明会の中でのグループディスカッションの中で、それはないというふうに回答しています。

原嶋主査 これはADB主催の補助金か。

中村 ADB主催です。

原嶋主査 だから、2007年です。

中村 2007年です。

原嶋主査 三、四年前。

中村 あと、1号機のほうに関しては、この質問がありまして、それを1号機のEIAを見ましたら書いてあります。ここでは、ベトナム国の法令及び世界銀行のOperational Directiveが示されており、これらに準拠して用地取得の補償はすべて終わっているというように評価はしています。

原嶋主査 この苦情が出た段階から既に3年ぐらいたっているわけですよね。もしかするとそれがどういうふうに改定されているかは……

中村 基本的に払っているはずですよ。

原嶋主査 はずだということで、今後、確認する必要があるということですね。

中村 そうです。

原嶋主査 あと、ステークホルダーミーティングでちょっと気になったのが、今回、JICAのガイドラインの手続としては、スコーピング案という手続で位置づけて進めていらっしゃるんですけども、そのJICAのガイドラインでステークホルダーミーティングを何回かするという要件がございますよね。それはどういうふうにその要件を満たされるんですか。正確じゃないのであれですけども、ステークホルダーミーティングの前後と最終レビューの段階が何かに3回でしたか、何回か……

河野 今のガイドラインは2回です。

原嶋主査 それはどの段階で履行される予定か。

河野 ですから、住民移転についてはもう既に終わってしまっていますので、手続についてはもう難しいんだと思います。

原嶋主査 EIA全体含めてか。



原嶋主査 JICAのガイドラインにステークホルダーミーティングを年2回やるということが条件づけられていて、それを今回の手続、ベトナムのEIAをつくったとき、どういうステークホルダーミーティングをしていたか、今よくわからないんですけども、JICAのガイドラインとしての条件はどこで満たすんですか。満たせないんじゃないですか。

中村 まず、どういう位置づけのステークホルダーミーティングをするかということなんですけれども、2回やるというのは、通常ならばEIAを行いますと、話をするわけです。それに対して住民が影響を受ける。この場合があります。それはもう終わっています。それから、2番目に環境管理計画、環境モニタリング計画ということをやりますということでステークホルダーミーティングをやりますので、それも終わってはいます。EIAの評価の……

深澤 手続として既に終わっているんで、新たに今回の検討結果で、さらに追加で重要なことがあれば、やる意味はあるんじゃないかと思いますが、もしなければ、そこは、それ以上のことを相手側に求めるのはかなり難しいのではないかと思います。

原嶋主査 それはどうやって説明するんですか。

河野 基本的には今お話ししたとおりかと思います。つまり、今回、調査をやりますけれども、調査をやらないケースですと、基本的には相手国政府のEIAに乗っかるしかないわけです。ですから、そこでガイドラインに書かれているようなスコーピングとドラフトファイナルの段階で、それぞれステークホルダーミーティングを行っているかどうかという確認をします。今お話がありましたように、本件についてはステークホルダーミーティングはやっているということですので、そういった意味ではガイドラインは満たされていると思います。

今回、追加的な調査についてどうするかという議論は別で、追加的にスコーピングもやっているわけですから、これを必要があればステークホルダーミーティングを行うことも、検討し得るのではないかと思います。ただ、マストかと言われると、もう既に過去のEIAでやっているのであれば、そこは満たされているということかと思います。 谷本委員 それはADBのほうか。

河野 いや、ADBではありません。

谷本委員 全体で……

河野 オモン3に係るEIAについて今お話をしています。

谷本委員 でも、これでやったのはADBのファイナンスの交渉ですか。アペンディクス

の1に書かれている4月21日、これですよ。

河野 住民移転については、ADBと我々の事業も含めてということですか。

谷本委員 3、4ですか。

河野 ええ、その住民移転についてはですね。

谷本委員 それで、だから大気の話とか、その辺も、全部、水の話もやってあるんですね。

原嶋主査 ただ問題は、簡単に言ってしまうと、ここは、それで法律的には、実質的には十分コンサルテーションしているということは全く理解できないわけではないんですけども、JICAのガイドラインとしてこういうことはやりますということをもう宣言しておいて、いや、もうそれはパイで終わっているなら終わっているで、それはちゃんと情報としてまとめてやっているということを出す必要があるでしょうし、簡単に言うと、第三者が、この事業については、JICAのガイドラインに従ったステークホルダーミーティングが行われていないんじゃないかと、助言委員会もちゃんとそれをチェックしていないんじゃないかということになった場合、言いわけが立たないですよ。だから、それが、もしJICAのガイドラインに従ったステークホルダーミーティングに相当する手続がとられているのなら、その情報をきちんと整理して、エビデンスとして出さないといけないし、「やっているようですね」じゃ、多分、審査部も困っちゃうと思うんですけど、それはどう対応したらいいですか。

河野 すみません、過去にやっていることがあれば、ガイドラインは満たされている、実施されているという整理でいいかと思えますし、今回の新たな調査で、さらに追加的に調査するしかないような新たなことがあるのであれば、改めて住民にもう一回話をするという考え方はあると思えます。ただ、前のEIAがもう十分でそれほど大きな話でなければ、ステークホルダーミーティングを行う必要はないという考えもあるかと思えます。

原嶋主査 やる必要はないというか、もう終わっている。それに相当する手続は終わっているという理解でいるということですね。

河野 はい。

原嶋主査 やる必要がないと言っちゃったら、問題になっちゃうものね。どうですか。

谷本委員 終わっているという、何か言い切るというか.....

原嶋主査 厳しく言えば、やっていないんじゃないかということですね。そういう言い方でないわけじゃない。これは、実際にはやられている。それは、ベトナム政府というか、

事業主体がEIAをするときに、それをやられている、ステークホルダーミーティングに相当する手続が行われているというのは、一応確認はとられているんですか。2回でしたっけ。2回やるとか何かありますよね。

河野 そうですね。スコーピングとドラフトファイナルです。

原嶋主査 このままいくと、この事業は、JICAのコントロールの範囲に入った以降は、ステークホルダーミーティングも一切行われずに進んでしまう可能性があるわけです、極端なことを言うと。

河野 可能性としては、それはあり得るかと思います。

原嶋主査 それがいいかですよ。ごめんなさい、ちょっと厳しい。

河野 ただ、繰り返しになりますけど、もう既に終わったものに対してどうかということだと思います。本件は、十分にEIAが実施されているのであれば、初めから環境レビューという可能性もあったかと思います。、その場合には、インドで何例かありますけれども、ステークホルダーミーティングを2回やっていることを確認することだと思います。

原嶋主査 どこ。

河野 インドの幾つかの例については、当初から環境レビューに入った案件があります。調査をやらずにですね。あと、本当に過去のもので、必ずしも2回やっていない場合もあるかもしれませんが、そのときには、世銀の例で言うと、可能な限り本質的な面については、セーフガードポリシーを確認するとなっています。手続についてはさかのぼれないわけですから、それをどう考えるかということはあるかと思います。

原嶋主査 ただ、そのエクスキューズはちゃんと表明しておかないと、やらないならやらない理由をちゃんと表明しておかないと、不注意とかミスでその手続上ステークホルダーミーティングはしなかったわけじゃなくて、こうこうこういう理由で実質的にはそういうことがクリアされているので、やらなかったということはきちんと表明していただかないと、多分、今後問題になると思います。それは何かやっていただかないとうまくない。

河野 わかりました。

谷本委員 EIAのレビューはやりますよね、今回ね。

河野 実施します。

谷本委員 そこで、メジャーなものが何か出てきた場合はやると、ステークホルダーミーティングをやると、報告をすると、議論するという割り切りをすればいいんじゃないで

すか。ないと判断すると、調査団が判断した、JICAも判断したとすればやらない。というのは、もう既にあるからということでしょう、エクスキューズに持っていっちゃう。それが、だからこれで通るかどうかですね。もうありますということだけでも、必要がありませんというのは通らないでしょうというのが我々の見解にあるんです。

河野 いや、おっしゃるとおりでいいと思います。ですから、スコーピングの中身に応じて、必要に応じてステークホルダーミーティングを行うかどうか。さらに、調査した結果、改めて新たな情報が出てきてやる必要があれば、またその段階で行うという形にせざるを得ないのかなと思います。

谷本委員 ですから、今回も、今日も、ある程度スコーピングという案をここに出されているからというので、我々は、結構、口を出しましたと。それで、助言のほうでこういうのを調査してほしい、もっと調べてほしいというので調べました、それで結果としてと。やはりこれは住民に伝えないと、ステークホルダーミーティングをやらないと、ステークホルダーの方々が納得しないねと判断がされたら、それでやっていただくということでしょうね。

原嶋主査 要は、JICAさんが自分でつくったガイドラインだから、自分でコンプライアンスする。

谷本委員 そういうことです。

原嶋主査 それは、一応、問題をもう一回投げかけてください。

河野 はい、わかりました。

原嶋主査 全く無視するわけにいかないことは事実で、それはご理解いただきたいと思います。十分それに対応することが行われているというのか、全く必要ないというのはちょっと問題があると思うので、十分それに対応することが行われているということで位置づけて、それでその必要な情報を出していただいて、それでも今後足りないことができれば、またやりますよということも追加していただくか。それは中の実質的なガイドラインでなくて、中でちょっと相談をしていただいて、対応を決めていただいたほうがいいと思います。

それはなぜかという、ここだけじゃなくて、外に出たときに、やっていないんじゃないかと言われたら、本当にやっていないですになっちゃいますので、エクスキューズはちゃんと用意しておいたほうがいいと思います。

田中委員 今の原嶋先生のまとめでいいと思うんですが、繰り返しますと、今回のこの

いただいた資料の中に、つまりステークホルダーミーティングについてのある種の方針が明示的じゃない。だから、今、伺った範囲を私なりに理解すると、1つは過去にやっていると。過去にやっているけれども、しかしそれはJICAが定める住民協議の要件を満たしているかどうかという確認はちゃんとしなくちゃいけません。それから、過去に出された要望が、その意味では十分に反映されているとか、そういう確認もしますよと。

その上で、さらに今回の一連のスコーピングプロセスの中で、必要な項目なり、あるいは過去のベトナム側の手続の中で不足していることがあれば、必要に応じてやることはやぶさかではないと、そういうことですよ。

河野 はい。

田中委員 そういう方針を書いてほしいというのは多分こちらから要請することになるでしょうか。そういうことですよ。本当は、そういうのがこの方針の中に載っていればそれはよかったんですが、そこは明示的になっていない。過去にそういうことをやった、やったという話は載っているんだけど、それを受けて、じゃJICAとしてどうするかという話があったんで、それを書いてくださいね、というのが今の趣旨だと思うんです。

谷本委員 助言に入れましょう。

原嶋主査 はい。ちょっと面倒くさい。逆に同調する。どうしたらいいかわからない。

田中委員 そうですね。

原嶋主査 じゃ、41、42、43、44、45、幸丸先生、やってください。

幸丸委員 私のは、一般論なので、少数者に十分な配慮をとということなので、そういうふうなことをやっていただくと。

原嶋主査 住民移転については、事後的にも本質的な部分については確認をとっていただくということで.....

幸丸委員 はい。長谷川先生のコメントも、これも確認していただいて、いいですよ。

原嶋主査 いずれにしても、住民移転全般についても確認していただく。

谷本委員 44はいいんですか、原嶋先生。

原嶋主査 はい。

谷本委員 これはいいんですね。たびたび出てきている話です。

原嶋主査 先ほど出てきましたね。

続きまして、46、47も長谷川先生ですけども.....

幸丸委員 これもきちんとどこかに示してもらったほうがいいですよ。環境要件で

すか、これに従ってやりますと。

原嶋主査 一応終わりましたので、ちょっと一言言って、戻ってコメントとして残すもの、残さないものを1つずつ確認させていただきたいと思います。

谷本委員 じゃ、見直し……

原嶋主査 じゃ、見直しにちょっと時間を置きます。

幸丸先生、コメントとして残すものと残さないもの、あと若干の修正を含めて、修文についてはまた後からできますので、残す、残さないの大きな判断をしていただいて、あとコメントいただければ、四、五分置きます。

幸丸委員 この回答のところで対応するとかということ、それで納得すればそれはもう必要はないですか。

原嶋主査 いいですね。一般論としては、今後確認しますということは、コメントする、しないでやっていただくということになると思います。その答えでも、完全に納得、もう終わっているということであればあれですけども、今後やりますよというものについては、今後やってくださいねということで残していただいたほうがいいと思います。

田中委員 判断でいいと思います。どちらでもあり得ると思います。もう軽微なことまでもうこれで了解したというのもありますし、明文化しておいて、ある程度引き継いでいくという考え方です。

幸丸委員 わかりました。

原嶋主査 なぜかという、次の環境レビューの段階でまた残りますので、そちらでチェックしていただくための資料として残します。

河野 2月6日です。

原嶋主査 また、環境レビューをつくってやるわけですか。

河野 次はドラフトファイナルレポートが3月だと思います。

原嶋主査 じゃ、順番に進めさせていただきます。

まず、1、2、3。

谷本委員 1、2、3は戻していただいて結構です。削除でいいです。

原嶋主査 4番も、これは削除していただいて結構です。5番、6番。

田中委員 5番、6番はこのまま残してください。5番はこの原文のままでいいと思いますし、6番は、代替案の検討を行うことというふうにしたいと思います、代替案の検討を行うこと。

原嶋主査 次が……

谷本委員 7番は、これはスコーピング案と入れますかね。

原嶋主査 一応ずっと位置づけされている。

谷本委員 いいんですね。ここは、建設中に発生する盛り土の処理について、これを実施機関に確認することとなるんですかね。

原嶋主査 そうですね、盛り土の処理方法。

谷本委員 処理方法について確認すること。

原嶋主査 これは、土砂、建設中に発生する土砂の処理方法ですよ、問題はね。

谷本委員 掘削土砂の廃棄処理と。

原嶋主査 むしろこれは土砂ですよ。

谷本委員 土砂でしょうね。掘削の処理方法について確認すること、そういう形でもう一度入れてください。お願いします。

原嶋主査 わかりました。

田中委員 8番はオーケーです。要りません。

原嶋主査 8番は削除。

田中委員 はい。9番も削除でいいです。

谷本委員 10番は、塩素の話は、水系への影響がありますから、これは残してください。冷却水に添加する塩素の濃度については、その排水の際に環境への影響がないような処理を考えることと一応入れてください。いいです、後でちょっとまた直させていただくとして。

毛利 もう一度お願いします。

谷本委員 冷却水として取水する水への塩素注入については、塩素濃度が……

原嶋主査 冷却水として取水する……

谷本委員 取水する水への塩素注入については、塩素の濃度が基準を超えないように、その対応策を考えること、仮にそういう形で入れてみてください。

毛利 はい、わかりました。

谷本委員 すみません、後で言葉を……。

幸丸委員 11番ですが、一応、温排水の影響範囲は上下流とも対象とすることぐらいにしておいていただければと思います。

原嶋主査 じゃ、残していただく。

幸丸委員 はい。

原嶋主査 温排水の影響範囲は上下流とも国で評価する。

谷本委員 じゃ、12、13、14が、これが廃棄物なので、これはまとめて1つでいいと思いますね。それで、どう言えばいいのかな。建設期間中並びに供与期間中に発生する一般廃棄物並びに危険度の高い廃棄物については、さあ、そこから、その処理方法を確認すること、今回の調査で、そこでとめましょうか。

原嶋主査 いいですか、今のところ。建設期間中並びに供与ですか、用。

谷本委員 供用、ごめんなさい。供与じゃなくて、供用ですね。

原嶋主査 一般廃棄物の後に括弧して、生ごみ、紙くず、建設廃材、下水汚泥と具体的に出ていますね。あと、危険度の高い有害な廃棄物については、廃油、汚泥、焼却灰、その他有害廃棄物ですね。これは具体的に入れておいてください。

田中委員 これは、下水汚泥も一般廃棄物に入るんですか。

原嶋主査 今、日本はどうなんですか。

田中委員 日本は、下水汚泥は産業廃棄物になっているんじゃないかな。

谷本委員 産業廃棄物ですね。

田中委員 どうですか、わからない。

原嶋主査 一般から出ない。

深澤 要するに、事業背景ごとに産業廃棄物なので、一般は一般廃棄物でやっていますが、それはどちらかというと特殊なほうなので、要するに無害か有害かです。

田中委員 ここが、そうか、下水汚泥となっているけれども、要するに浄化槽汚泥のことですかね。これは浄化槽汚泥のことか。

原嶋主査 浄化槽ですよ。

田中委員 そうであれば一般廃棄物なのかな。わかりました、下水道汚泥かと思ったので。

原嶋主査 事業者という意味じゃないんでしょうね、じゃ浄化槽か何かつけられね。両方あり得る。

田中委員 両方あるよね。

原嶋主査 じゃ、両方入れておいてください。とりあえず、廃油のところにも、下水汚泥、その他で別にその辺は適当に入れてもらって、繰り返しますけど、廃油、汚泥……下水汚泥その他、有害廃棄物、とりあえずそうしてしましましょう。後からまた直します。



ということで、12、13、14まで来ました。

谷本委員 15、16は、田中先生、いいですか。

田中委員 どうですかね。地下水の影響をちゃんと書いてくださいねということなんだな。くみ上げる。

谷本委員 一応くみ上げる。

原嶋主査 いずれにしても、地下水は工事中には使う。これは、EIAにはどういう形で、現状のEIAにはどういう形で……

中村 まだ確定していません。

谷本委員 じゃ、確認していただく。

中村 はい。

田中委員 これは、例えば16番のほうが短いので、これを仮に生かすとすると、地盤沈下のずって行って、地盤沈下、地下水の影響について記述することとか明記することとか記載することとか。

原嶋主査 影響について評価すること。

田中委員 評価することとか、そういう表現でいいと思います。

原嶋主査 恐らく今のEIAにはないと思います。よろしいですか。

谷本委員 結構です。それで問題はないと。17は、もうわかります、結構です。

原嶋主査 17は削除。

谷本委員 削除で結構です。

田中委員 そうですね。先ほどの温排水の項にも重なるんですね。幸丸先生の11番のところですね。ここに含まれますね、上流、下流の影響というところで。

幸丸委員 ちょっと違う……

田中委員 違うんですかね。

幸丸委員 はい。全然流域が違います。

谷本委員 むしろ私は雨季乾季のほうが気になって、そうなんですね。モンスーンでいくんじゃないかなというか、北西モンスーンが吹くとか、その辺のあれです。

田中委員 そうすると、18、19、20あたりはずっと同じ割と温排水による河川生態系への影響のことですかね。原嶋先生は、またこれは乾季と雨季の違いなんですね。

原嶋主査 19は、いいと思います、削除でいいです。18と20ですね。

田中委員 合体していないか。

谷本委員 温排水のことはやはり一言言いましょう。これは必要ですよ。

田中委員 じゃ、温排水の排出による河川生態系への影響について評価することとか再検討することとか、そういうふうにしませんか。よろしいですか。

幸丸委員 私の分も含めてまた見ていただければいいと思います。

田中委員 じゃ、一回、頭出ししておいて、場合によったら統合することにして、18番を生かして、温排水の排水に伴う河川生態系への影響について再評価することかな、再検討することとか、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。わかりました。

毛利 はい。

原嶋主査 18、20。

谷本委員 8番目ですね、20番。

田中委員 いいですね、含まれておりますね。

谷本委員 含まれておりますからいいですね。

原嶋主査 20、21、23はあとトーン。

幸丸委員 言わなくてもいいよなというか、団地側のほうは、基本的にいろいろな開発の累積で生態系というのが貧弱になっているとかということは、自然条件じゃないということは、どこかでそんなことが読み取れることがあればそれでいいと思うんですけども、これは、だから22というのは、生息環境の豊かさの違いが仮に団地造成の結果であるならば、その点について何らかの注記が必要ではないかということなんですが、言わずもがなという感じもしますからいいかと思いますが、今までの経緯を踏まえればですね。

原嶋主査 これは一たんこういう形でなしにしておいていただいて、後ほどちょっとまた検討させていただきます。一応なし、今の段階で。

毛利 落としということですか。

原嶋主査 落としですね。

23も、これ自身はなしということで、ただ住民移転についてはちょっと今から申し上げます。

谷本委員 じゃ、24も後ほど先生にお願いします。

原嶋主査 住民移転については、住民移転手続は既に完了していることをかんがみ……

田中委員 40番で出てくることですか、これは40番の項目で出てくる。

原嶋主査 40番も結構ですけども、かんがみ、当該住民移転手続がJICAのガイドラインの規程を遵守したもので、本質的な意味じゃありませんけど、手続を遵守したもので

あるかどうか確認すること、本質的なところで入れたい言葉がある。

谷本委員 それで40番ですね。

原嶋主査 それは、多分、審査部の方が全部というのではなくて、本質的な部分とかでいいですか。確かに一字一句ぴったりとなかなかいかない部分もあるので、おおむねにおいて問題がないというふうにして、ただ……

毛利 おおむね……

原嶋主査 おおむねは、そんな雑な言い方は、やはり本質的なものとかでいいですよ。

河野 実質的な。英語ではサブスタンスです。

原嶋主査 おおむねなんて、そんな雑な……

田中委員 実質的にでいいのかもしれませんがね。

原嶋主査 実質的に遵守している。

田中委員 遵守したものであって、あるいは整合したものであるとか、そういうことですよね。わかりました。整合か遵守か、守るというのがちゃんと合っていると。

原嶋主査 それは、実は同じことをステークホルダーミーティングについても同じこと。

田中委員 そうですね。

原嶋主査 とりあえず、こんな感じでいきましょう。そうすると、24はこれに置きかわる。

24、25、いいですか。

谷本委員 いいですよ。結構です。

原嶋主査 あと、26は一応残す。

谷本委員 そのほうがいいですね。25は入れてください、幸丸先生のほうに入れていただいて。

原嶋主査 26ですね、漁業について一応確認して。

24、25は削除で、26を残す。

谷本委員 残してください。

幸丸委員 25は削除でいいんですか。

谷本委員 削除で、26に入れるという、そういう感じですか。

原嶋主査 続きまして、6ページの27以降ですけれども、27は、特にいいです、削除です。

28、29。

谷本委員 長谷川先生、どうするかな。

田中委員 一応残しておいたほうが、客観的根拠を示すこととか何かしておきますか、  
どうでしょうか。

谷本委員 残しましょう、長谷川先生がいいですとおっしゃれば。

田中委員 根拠を示すことを明らかにすることとか。

谷本委員 そうですね。ですから、11番かな。

田中委員 28、29も、明記することというふうにしたほうがいい。

原嶋主査 28、29を1つの段落で入れていただいてもいい。

一緒にくっつけちゃっていただいて、とりあえず入れておいてもらえますか。

谷本委員 合体ですね。

原嶋主査 あとまた、長谷川先生にコメントをいただいて、いいですか。

田中委員 いいです。

原嶋主査 30は削除してください。31は……

幸丸委員 削除していただいて結構です。

毛利 削除でよろしいですか。

幸丸委員 はい。

田中委員 化学物質の話はどこか。

谷本委員 化学物質は塩素だけなんですよ。塩素は基準をとということで先ほど入れて  
いますから、ほかにない。

原嶋主査 あと、廃棄物としての……

谷本委員 ここはいいでしょう。

原嶋主査 じゃ、これはとりあえず削除する。

谷本委員 削除しましょう。

田中委員 先生、いいですか。化学物質を明記するとか記載するとか検討するとかしな  
くていいですか。

谷本委員 入れておきますか。

田中委員 入れておいてもいいような気がするんですが、もし塩素以外に出てくればで  
すけど、どうですか。

原嶋主査 それじゃ、30はとりあえず残しておく。

残しておいて、あとはまた検討します。

谷本委員 文章はちょっと後で考えましょう。

原嶋主査 33は残していただく。

谷本委員 これは残してください、やはり調べてくださいというふうにね。

幸丸委員 33も、無用な調査なので、結構だと思います、これは削除して。

原嶋主査 34は残していただく。

谷本委員 これは残してください、やはり調べてくださいというふうにね。

原嶋主査 あと、35についても、既設の発電所で電波障害についての苦情がある。高圧線による電波障害の影響について、苦情などがあるか確認、具体的な問題発生あるいは苦情があるかを確認すること。

もう一回繰り返します。高圧線による電波障害について、具体的な問題の発生あるいは近隣住民から苦情などがあるか確認すること、そういうことで進めます。

谷本委員 じゃ、長谷川先生のこれもやはり再評価してください。

原嶋主査 これは、先ほど確認が必要、マングローブについては確認いただくということで、ちょっと待って、動物希少種がほとんど入っていないから……。

谷本委員 マングローブ等の植物希少種については、さらに調査確認すること。

原嶋主査 そうですね。マングローブを含む植物希少種の現状について確認することということで、現状及びそれへの影響について確認すること、とりあえずそういう形ですね。

37は要らないです。38は残してください。

そこで、ステークホルダーミーティングのことを、先ほどと同じ感じになるんですけど、どういう助言の仕方をすれば、そちらも対応しやすいのか、ざっくばらんにご相談しますが、一応懸念していることは、やっていないんじゃないかということと言われることが一番懸念されていて、実質的にはそういう条件をクリアしているとか、そういうことはあり得ると思うんですけど、とりあえずそれを確認していただくということと、今後大きな影響の違いなんかがあれば、やるということもやぶさかじゃないということちゃんとエクスキューズしていただく必要がある。EIAが完全に完了しているということをかんがみると、JICAのガイドラインに従ったステークホルダーミーティングに相当する手続が実施されているかどうかというし、さらに必要であれば追加的なステークホルダーミーティングを開催するとか、そういうことを検討するとか、そういうことは最低限申し上げる必要があるかもしれない。そういうことは、本質的な意味とかで多少あるでしょう。そんなようなことなんですね。

田中委員 これも何かEIAが完全に完了しているということを言うかどうかですね。

原嶋主査 相手国政府の法律に従ってという意味では完了しているわけですよ、それは事実。だから、相手国政府の法令に基づくEIAが完了しているということは確実に言えるわけですね。

田中委員 それを書くならそういうことかな。

原嶋主査 JICAのガイドラインに従ったEIAの条件を満たしているかどうかはまた別の問題。

田中委員 そういうことですね。

谷本委員 今回の事業準備調査が行われるEIAのレビューが……

田中委員 丁寧に言うとなると、趣旨はこういうことですかね。ベトナム法制度のもとでEIAが完了しており、それを前提に、この準備調査が行われているということを前提としてということなんですね。そういう位置づけの準備調整をしようということですね。これでいってみましかね。

谷本委員 開催することも検討する、そこまで妥協することもないか。

原嶋主査 さらに必要であれば、何を意味しているかよくわからない。重大な評価、変更があればということで、全体会合でも多分何か言われちゃう可能性があるんです、ほかの先生方、委員の先生方にね。

谷本委員 何だろう、これはとって。どなたか審査部のほうからありましたというのは説明してください、じゃないと原嶋さんが怒りますから。我々がこういうのも大変だよ、いろいろと。

原嶋主査 そう、全体会合でやっている。

谷本委員 事前にやはり言ってもらおう。

原嶋主査 主査をいじめる。

田中委員 そんなことはないんじゃないんですか。大丈夫ですよ。全然問題はないと思います。

原嶋主査 ただ、問題はないんですね。

谷本委員 これは、でもやはりほかの先生方、委員の方、何ですかというような……

田中委員 これはぴっとくるでしょうね。だから、先ほど河野さんがおっしゃられたように、1、2、3、4項目ぐらいのことをおっしゃられたと思うんですが、まずその相互の比較をする。それが適正にJICAガイドラインに基づいて行われているかどうか確認する。

それから、ここで言えばステークホルダーミーティング、住民移転の内容が、不足があれば、さらに追加的なことを行うとか、そういうことをルールというかきちんと説明しておいたほうがいいのかもかもしれませんね、必要があればね。

河野 我々の考えですね。

田中委員 考え方をね、ここには出ていないんだけど、そういうことを考えてこの調査に臨んでいますということでしょうね。そういう説明があれば明快なんじゃないでしょうか。

河野 手続については、今回はやっていますけれども、必ずしもやっていないのもあると思うんです。その場合どうするかという問題、我々は、そこは本質的に確認できればいいのではないかと考えています。

原嶋主査 少なくとも、助言委員会でも、審査会にかかわっているような、影響がマイナーな案件はちょっとわかりませんが、行われていないということはほとんどないんじゃないんですか。それは、実質的な意味は十分かどうかというのは、個別案件じゃないけど、エビデンスとして全く行われていないというのは、余り……

田中委員 もしそういう案件があれば、やはりそれは、審査会はやや異論を唱えると思いますよ、そのまま通すわけにいかない。

河野 もちろん、JICA調査については、やるんだと思います。今回みたいに既に相手国政府が実施している場合には、我々は確認する以外ないわけです。

田中委員 そういうことだね。

河野 ですから、そこは、本質的に達成されていればいいんじゃないかと我々は考えていますけれども、いろいろなご意見はあるのかなと思っています。

原嶋主査 そういうケースのほうが少ないんじゃない。現実の問題として、全部終わっちゃって、完了してから来ましたという案件というのは意外に珍しい。

河野 インドはありましたね、今年。

田中委員 その場合には、環境レビューとかいう名前で来ませんでした。

河野 そうです、その場合は当初から環境レビューから入りました。

田中委員 ですから、環境レビューで来ればそういうものだという、最初からそういう認識になる。

原嶋主査 それだったら、終わっているなら終わっているという認識でしょう。

田中委員 ここは、あくまでスコーピング案で来たというので、やや我々も違和感を感じ

じている。

原嶋主査 終わってから、すごくよくある話なんだ。

田中委員 環境レビューでたしかインドの場合は来ましたね。同じ石炭火力でしたか、あんなのですよね。

谷本委員 それであれば、自分たちでやって、ファイナンスだけです。

田中委員 そうなんですよ。

原嶋主査 ここで違和感を感じたのは、スコーピングに戻しちゃったからです。

谷本委員 そうそう、ここでひっかかっちゃった。

原嶋主査 あと、39番ですけど、一応これは十分確認していただく必要がある。

谷本委員 これはレビューしてもらおうんでしょうね。

原嶋主査 特に、これがもし2007年の段階の情報なので、多分、4年、3年経っている  
ので、遺漏なく住んでいるということを祈りますし、そうじゃないところもあるんですけ  
ど、趣旨としてはこのままでいいと思います。過去のステークホルダーミーティングで  
ということでもいいです。39番ですね。それをまた別に入れかえて、一番頭に過去のと入れ  
て、過去のステークホルダーミーティングでとして、とりあえず入れておいてください、  
順番はひっくり返したほうがいいと思いますけど。下に書いたものが先に来る、番号はま  
た通し番号で。

40番は特に……

谷本委員 いいです。

原嶋主査 いいですか。

谷本委員 さて、長谷川先生のやつだ。これも過去のやつを……

原嶋主査 これは、いいですよ、先ほどの、さっきの住民移転のところで。

谷本委員 43もいい。

原嶋主査 44は、先ほど出ていましたので、特にここではいい。41、42、43、44は、  
とりあえずここは削除してください。

45です。

谷本委員 これは女性のところと重なるんですよ。ここの質問は、25、26と重なる  
というか、こちらのほうがもう少し大きい。地域社会というのと生活・生計というあれで  
すね。

幸丸委員 配慮事項として残しておいていただきたい。



谷本委員 場所もここでいいですかね、幸丸さん、前のほうに持ってきてしまうというのも一つなんです。

幸丸委員 そうですね。それもありますね。

谷本委員 26の地域社会の中の生活・生計ですよ。

幸丸委員 その中で、特に女性の漁業とかというふうなことがいいかもしれませんね、頭書きみたいな感じで、これは。

毛利 26と合体させる。

原嶋主査 26に一時的に持っていっちゃう。

幸丸委員 表現としては45を重視してか。

谷本委員 どこかに、そういう被差別なグループあるいは女性かな。

幸丸委員 そうですね、例示的に言っていたらいい。

谷本委員 例示的に女性と入れたほうがいい。

原嶋主査 あと、46、47はくっつけていただいて残してください。2文を1つにくっつけていただいて、環境モニタリング計画では目標とする評価基準値レベルをあわせて提示すること、EIA予測・評価結果との矛盾や無駄がないように、考え方を明示することとくっつけていただいて、残してください。

谷本委員 そうですね。それが18番かな。

原嶋主査 大体18ぐらいになったと思います。

谷本委員 18ぐらいですね。

原嶋主査 ちょっと振り返りということで、もとへ戻していただく。

助言として残ったものをチェックしていきますけれども、5番、6番ですね。語尾は、何々することで最後してもらえますか。後また直して、適宜修文していただいて構いません、何々すること。

7番ですね。

谷本委員 そこは、7のところは、上はとっていただければいいですね。そこはとってください。それで、建設に、そこからスタートして結構です。10番も……

原嶋主査 10番も下を残す。

谷本委員 あと、修文しましょう。

原嶋主査 対策を検討することにしましょう。11番は温排水、温排水、どこかもう一個ありました。

田中委員 もう一個、後で出てきますね、また後で。

原嶋主査 11、12、13、結構です。

谷本委員 ここですよ。

原嶋主査 13、これはとりあえず残します。これは、建設期間中及びでしょう。並びにというより及びでしょう。

谷本委員 じゃ、上をとってください。

田中委員 12番。

原嶋主査 そこも要らないです。

谷本委員 次、14も……

原嶋主査 それも要らないですね。16は残しますね、河川か。

田中委員 18も先ほどの近いところに置いておく。

幸丸委員 これでもいいと思います。

田中委員 上下流とか何か言葉を入れたほうがいいのか。

原嶋主査 18と11。

谷本委員 合体か、合体して文章をつなげる。

田中委員 そこに入れてください。

原嶋主査 そこは残して、下は残したほうがいいでしょう。

田中委員 ひとまずそこにしておいて、後で文章をしましょうかね。

原嶋主査 ちょっと待って、11番に戻して、そこは、そのまま、温排水の影響範囲は…

…

谷本委員 上流下流ともに考慮に入れかな。

原嶋主査 そうですね。上流下流ともに考慮して、温排水の排出……

谷本委員 そこからつなげていただいて、後で……

原嶋主査 その上も要らない、「温排水の影響範囲は」というのは削除、とりあえずそんな感じで、とりあえずそうしてください。

谷本委員 24。

原嶋主査 それですね。24、それは当然残します。

谷本委員 それから、22。

原嶋主査 残してください。それはもうくっつけちゃってください、文章をつなげちゃってください、さらにで。そうするとまた、32はいいですか。

谷本委員 このまま残してください、化学物質。

原嶋主査 34、35、ここに出てきました。具体的内容を確認することでいいですか。  
具体的な内容のこの発電地域内の……

谷本委員 計画には植林などの具体的な内容が盛り込まれているか確認すること。

田中委員 そうですね。

原嶋主査 35はそれで結構です。36もそれで結構です。38はそのままで結構です。39は2つ別々の項目です。

毛利 ここに入れるということですか。

原嶋主査 そうじゃなくて、別々に独立して、3つ独立して、とりあえず独立して、それでいいです。そうしてください。

毛利 失礼しました。

原嶋主査 そんな感じです。順番は適当にそれでいい。40は、いいです、削除。41、42、43、44も削除、45は前に持っていった。46、47は一文にして残しておく。全体で幾つになったか、わかりませんが、そういう感じです。

田中委員 ちょうどいい感じじゃないでしょうか。

原嶋主査 通し番号をつけられて、17か18。

谷本委員 ちょうどいいですね。

原嶋主査 ちょっと足りないか。

谷本委員 中身に納得してもらおう

原嶋主査 納得してもらおう説明を書かなければいかんから、ということであと手続に入ります。

谷本委員 あとは、だからもう一度、調査団とかJICAのほうで、これでいいのかどうか見てもらわないと。

河野 そうですね。

谷本委員 むちゃですと言われて、後で言われるのは……

原嶋主査 後でコメントになる、今あとまだ若干時間がある。

河野 上から見ましょうか。

谷本委員 立松さんも、やはりこれは無理ですよと、これは、調査団にもベトナム側にも言えませんかというのがあれば……

立松 1番はこの助言に基づいて……

田中委員 ご回答のとおりだと思いますので、いいと思います。

立松 それから、2点目もレポートに記載したいと思います。それから、3点目、これはもともとの回答でもこういった対応方針でしたので、対応したいと思います。

谷本委員 確認してください。

立松 4つ目。これも塩素の排出濃度を確認したいと思います。

谷本委員 お願いします。

立松 温排水の排出に伴う河川の生態系への影響について……

原嶋主査 それは真ん中のが必要なんですか。

田中委員 これは切ってもいいと思うんですね。

原嶋主査 それは、括弧は削除しておいてください。

立松 はい。温排水の排水に伴う河川生態系への影響について、上流、下流ともにこれを確認することを対応します。可能だと思います。

建設期間中及び供用期間中に発生する一般廃棄物並びに危険度の高い廃棄物については、その処理方法を確認します。対応可能だと思います。

地盤沈下のほうで地下水への影響について評価を記載すること……

谷本委員 一応もう一度調べてください。

田中委員 何か記載を変えるということになっていますので、それでいいと思います。記載を若干見直しして変えますということのようですね。

立松 これは対応いたします。

住民移転手続が既に完了している当該住民移転手続が、JICAのガイドライン手続より実質的に整合した。

原嶋主査 遵守。

立松 遵守したものであるかどうかを確認すること……

谷本委員 これは私じゃなくて、24はだれだ。

田中委員 むしろ原嶋先生と一緒に名前を書いている。

谷本委員 原嶋先生のほうだな。

田中委員 これは、あえて24番を言うなら、住民手続の前に、「ベトナム側により」とか書いておいたほうがいいのかもしれない、「相手側により」とかね。そういうことでもないんですか、これは。住民移転手続は、ベトナム側の制度にのっとってもう既に進行しているわけですね。

谷本委員 だから、それを入れておいたらどうですか。

原嶋主査 これはADBですよ。

田中委員 ADBですかね。今の話、この24番の話ですか。

原嶋主査 3です。3に該当するか。

立松 3号機の敷地における住民移転手続についての協議会というふうに理解しております。

田中委員 それでいいんじゃないですか。

立松 はい。確認をしたいと思います。

それから、26番で十分な……

原嶋主査 それは、頭は要らないです。26番は、「が」まではとりあえず削除していただいていい。

立松 比較的小規模な地域社会においては、数人、数家族の被差別グループの存在も大きな軋轢のもととなる可能性がある。用意周到な配慮が行われるべきと。

幸丸委員 調査内容としては、女性の漁業というのは、どんな実態なのかというのは調べていただけないかなと思います。

立松 その存在は確認できています。

田中委員 どうでしょう。

谷本委員 抽象的な感じがしますね。

田中委員 いやいや、語尾はいいんですけど、最初の書き出し、語尾はいいと思うけど。

原嶋主査 でも、何か必要ですよ。

深澤 被差別グループと女性はイコールじゃないんですよ。

田中委員 そうですね。

谷本委員 だから、被差別という言葉を使ったほうが、弱者と、社会的弱者のほうがいいでしょうね。

田中委員 それのほうがよさそうですね。

谷本委員 それに見合って、全部、社会的弱者にする。

幸丸委員 そうですかね。

谷本委員 比較的小規模な地域社会においては、社会的弱者の存在が、大きな軋轢、社会的軋轢要因になる可能性があるなので、用意周到な配慮が行われているか確認する。

原嶋主査 いいでしょう。

幸丸委員 女性は除いたほうがいいんですか。

原嶋主査 「女性」をだから「においては」の後ろに、「女性などの」とがいいか。女性や社会的弱者、そこのほうがいい。

田中委員 比較的小規模というのがまた気になるかもしれませんね。

原嶋主査 地域社会でもいい。

田中委員 地域社会がいいですかね。

毛利 地域社会。

谷本委員 ローカルコミュニティー。

原嶋主査 とりあえず、そういうことにします。

谷本委員 次は……

田中委員 いいんじゃないんですかね、このままで。とりあえず、このままにしておいて確認してもらえますか、どうでしょうか。

立松 オモン3の排ガスの影響を受けて、多少出力が増強しても、特段問題ないとする客観的根拠を明らかにする。さらに、ガス焚きのとき、その発生濃度は25から52ppmであることを明記すること、これは記載を追加することで対応できると思います。

原嶋主査 これは、そうすると回答のままでいい。

立松 11番、この発電団地内で建設期間中並びに操業期間中に使用される化学物質で、環境に負の影響を及ぼすものとしては、どのようなものがあるのかを明記すること、これは確認した上で記載します。

谷本委員 これはいいですかね。言葉はまた考えましょう。

田中委員 趣旨はいいと思います。

立松 基本的には、先ほどの塩素等が、明らかに使用されますが、それ以外に今のところ特に想定はありません。念のため、確認をした上で、それ以外のものがあれば、それを記載していくという形です。

それから、12番、発電団地内の景観保全計画には、植林などの具体的な内容が盛り込まれているかどうかを確認いたします。先ほど芝等をやっているということでございました。

谷本委員 できればやはり周りに木を植えてほしい、福島原発じゃないですけど。

松田 その辺は、日本人の感覚とベトナムの感覚が違いますので、向き、不向きがあると思います。

田中委員 温暖化対策上も木を植えたほうがいいのか。芝でも多少好転はするんだけ

ど、すぐ芝は……

中村 草本類の方がCO2の呼吸は効率がよいのでは……

田中委員 吸着はいいかもしれませんが、すぐ刈り取って、それでまた大気に戻しちゃうので、機能が、固定している期間が長いでしょう。

谷本委員 芝だと燃やしちゃいますね。

田中委員 燃やしちゃうとすぐ戻っちゃうという。

谷本委員 電波障害……

立松 電波障害につきましても確認をいたします。

13番、直接その実施機関ではありませんが、送電線の建設、維持管理を担当している機関に確認いたします。

谷本委員 確認してください。

立松 それから、マングロープ等の植物希少種の現状及び当該種への影響について確認することということで、現状を確認します。

谷本委員 これも確認してください。

立松 必要に応じて、移植等の提案をしたいと思います。それから、相手国法に基づくEIAが管理しているJICAのガイドラインに従ったステークホルダーミーティングに相当する手続が実施されているかを確認し、重大な評価の変更があれば、ステークホルダーミーティングを開催すること。これは、JICAだけで決定できる事項ではないと思いますので、我々として、もし必要があるということであれば……

谷本委員 調査のときにやはり相手側と議論をしてください。それがやはり大事だと思う。

立松 なので、そういう意味では開催することということについて……

田中委員 開催も検討するか何かかな。

原嶋主査 それは、言葉をちょっと、開催も働きかける。

立松 確認します。

原嶋主査 38はもう過去の例でたくさんある。そのまま報告書にしてください。

立松 これはドラフトファイナルレポートに記載をいたします。

原嶋主査 39はかなり気になる。多分、時間が経っているのでいいと思います。

立松 16番、承知しました。それから、17番、39ですけれども、過去のステークホルダーミーティングで、「補償が完了していない」「補償が遅れている」「移転先が告知さ

れない」「補償が公平ではない」など、過去の住民移転に苦情が多い。このことに鑑み、オモン発電所における過去の事業による住民移転の実施状況について調査をし、記述をすることという点。

田中委員 「過去の」というのはどこか切ったほうがいいかな。2つ、真ん中の「過去の」は要らない。

中村 情報収集をフォローアップする。

田中委員 そうですね。「過去の」というのは3カ所出てくるので、2番目の「過去」は要らない、その次の行。

立松 18、環境モニタリング計画では、目標とすべき評価基準値、レベルもあわせて提示すること。

EIA予測・評価結果との矛盾や無駄な活動が生じないように、既存の環境管理・モニタリング計画への追加項目を検討する際の方針や、考え方を明示すること、基本的には今のモニタリングの計画で十分だと考えておりますけれども、今後、現地調査を行う過程で、追加で必要なものが認識された場合には追加を検討します。

39の最後から2つ目の過去の住民移転の実施状況につきましては、さまざまな情報収集の制約があり得るとは考えておりますけれども、調査します。

田中委員 この辺の2つの過去の事業というのは、オモン1とかオモン2のことで言っているわけですかね。この2つ目の過去の事業というのはどの調査ですか。

原嶋主査 それは、EIAの原文はADBの住民移転について2007年の段階で払われていないとかと、ある人から苦情があるということですね。だから、オモン……

松田 3、4ですね。

原嶋主査 3、4でもいいと思います。3でもいいです。それは限定しなくて構いません。そこにあるオモン発電所というのを……

松田 我々だけで言えばオモン3です。だから、オモン1、2については……

原嶋主査 そういう意味ではそうだ。

田中委員 過去のというと、1、2のところになる。

原嶋主査 過去の事業じゃないですか、住民移転。オモン火力発電所3号機における住民移転、3号機の事業地というんですか、事業のサイトの検討はされている。用地か。用地ですね。

谷本委員 これは住民移転だけじゃないでしょう。そういう意味で補償もある、むしろ



土地収用及び用地取得補償。

中村 補償です。

谷本委員 補償ですね。

原嶋主査 いろいろあるんですね、所得補償とかね。

田中委員 そうそう、いろいろね。あとは、若干修文は後でまたさっき言ったようにやります。

河野 すみません、最後にスケジュールのことを言います。

この案を遅くとも水曜日の25日までにはメールで送らせていただいて、できましたら、2月2日、木曜日ぐらいまでに固めていただければと思っています。2月6日、月曜日に全体会合がありますので、そこで確定ということでございます。

よろしければ、これで本日は終わりにいたします。どうもありがとうございました。

午後4時53分 閉会